

第三次

こおりやま

男女共同参画 プラン



郡山市の男女共同参画の拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」です。

この施設は、郡山市の女性達が寄付を募って昭和30年に建設した「郡山婦人会館」を原点とする施設で、現在は、年齢・性別等にかかわらず、すべての人が自分らしく生きることができるよう、多様な学びや相談、交流等の場として多くの市民の方が訪れています。

はじめに

郡山市は、1999年（平成11年）の「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、同年「郡山市男女平等に関する市民意識調査」を実施し、2001年（平成13年）2月に、市民一人ひとりが性別を問わず、お互いに認め合い支え合う「人間尊重」を基本理念とする「こおりやま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

また、2002年（平成14年）12月には「男女共同参画都市」を宣言、2003年（平成15年）4月には、6つの基本理念をはじめ、市、市民及び事業者の責務や市が取り組む基本的施策を定めた「郡山市男女共同参画推進条例」を施行するなど、これまで男女共同参画を推進してまいりました。

この第三次こおりやま男女共同参画プランは、これまでの取り組みをより一層加速させ、誰もが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」を実現するため、計画が目指す3つの視点を取り入れながら、5つの基本目標と32の基本指標を掲げております。

「男女共同参画のまち 郡山」の実現のためには、市民の皆さま一人ひとりが、男女共同参画・人権尊重の意識を持ち、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、団体、事業者が一体となって取り組むことが重要でありますので、なお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、多くの貴重な御意見・御提言をいただきました郡山市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意見交換会、市民意識調査等に御協力をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

目 次

はじめに

第1章 「第三次こおりやま男女共同参画プラン」策定趣旨等 1

- 1 計画策定の趣旨 2
- 2 これまでの市の取組 3
 - 【参考】男女共同参画推進に関する国内外の動向 5
- 3 計画策定の背景 11
 - (1) 人口の減少と地域への影響 11
 - (2) 合計特殊出生率 12
 - (3) 男女別就業状況 13
 - (4) 女性管理職比率 13
 - (5) 男女別の進学状況と課税状況等 14

第2章 計画の基本的な考え方 15

- 1 基本理念 16
- 2 計画が目指す視点 17
- 3 計画の基本目標 17
- 4 計画の位置付け 18
- 5 計画の期間 19

第3章 計画の体系 21

- 第三次こおりやま男女共同参画プランの体系図 22

第4章 基本目標別の内容 25

- 基本目標1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現** 26
 - 課題1 男女共同参画意識の普及・啓発 27
 - 課題2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育 28
- 基本目標2 すべての市民が人権を尊重される環境づくり** 29
 - 課題1 人権を尊重する意識の醸成 31
 - 課題2 ハラスメント等により困難な立場にある市民への支援 33

基本目標3	あらゆる分野における女性の活躍の促進 ……………	35
課題1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ……………	36
課題2	意思決定過程への女性の参画促進 ……………	37
課題3	女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援 ……………	38
基本目標4	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ……………	39
課題1	仕事と生活の調和に向けた環境の整備 ……………	40
課題2	多様な働き方の推進 ……………	41
基本目標5	安全・安心な暮らしの実現 ……………	42
課題1	男女共同参画の視点を取り入れた健康支援 ……………	43
課題2	あらゆる暴力の根絶と被害者支援 ……………	45
課題3	安全・安心なまちづくりの推進 ……………	47

第5章 男女共同参画社会実現に向けた推進及び連携体制等 ～それぞれが進めよう！みんなで進めよう！～ …………… 49

1	計画の推進体制 ……………	50
	(1) 郡山市男女共同参画審議会 ……………	50
	(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議 ……………	50
	(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」 ……	50
	(4) 市民団体、事業者との連携 ……………	51
	(5) 国・県等関係機関との連携 ……………	51
2	男女共同参画社会の実現に係る【分野別】役割分担～それぞれが進めよう！～ ……	52
3	男女共同参画社会の実現に係る【主体別】連携体制～みんなで進めよう！～ ……	53

資料編 …………… 55

・ 基本指標一覧 ……………	56
・ 男女共同参画用語解説 ……………	58
・ 日本国憲法 ……………	61
・ 男女共同参画社会基本法 ……………	68
・ 郡山市男女共同参画推進条例 ……………	73
・ 郡山市男女共同参画センター条例 ……………	76
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ……………	81
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ……………	89

男女共同参画に関する相談窓口一覧 …………… 99



1 計画策定の趣旨

本市においては、2001年（平成13年）に「人間尊重」を基本理念とする「こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のため、さまざまな施策を推進してきました。

また、広く市民の気運の醸成を図るため、2002年（平成14年）12月に「郡山市男女共同参画都市」を宣言し、翌年2003年（平成15年）3月には、男女共同参画推進を実効性のあるものとするため、「郡山市男女共同参画推進条例」を制定し、さらには、2009年（平成21年）に「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定するなど、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、2016年（平成28年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、依然として社会のさまざまな場面において、男女間の意識に格差が見られ、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要となっております。

男女共同参画社会の実現は、国においても最重要課題と位置付けられておりますが、市民一人ひとりがこのことについて理解を深めるために、行政、市民、各種団体及び事業者がそれぞれの役割を担い、協働により、さらなる取り組みを行う必要があります。

本計画は、このような状況のもと、前プランが2017年度（平成29年度）で終了することから、引き続き「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、前プランの考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、「男女共同参画に関する郡山市市民意識調査・女性活躍推進に関する事業所調査」「男女共同参画に関する市民意見交換会」（2016年（平成28年）実施）、また、パブリックコメントや、郡山市男女共同参画審議会からの意見を反映させるとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図り策定いたしました。

男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

（男女共同参画社会基本法 第2条）

2 これまでの市の取組

- 郡山市においては、女性政策を総合的に推進するため、1992年（平成4年）教育委員会事務局に「女性企画室」を設置すると共に、女性行政の推進のため、「郡山市女性行動計画有識者会議」及び「郡山市女性行動計画庁内連絡会議」を設置しました。
- 1993年（平成5年）には、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成をめざして「郡山市女性行動計画」を策定し、さらに、1995年（平成7年）に策定した「郡山市第四次総合計画」に人権尊重と男女平等の理念を基本とした「男女がともに進める地域社会の創造」を掲げ、各部における事業を積極的に推進してきました。同年7月、「郡山市女性行動計画有識者会議」を「郡山市女性行動計画推進協議会」に改め、計画の推進にあたり広く意見をいただきました。
- 1995年（平成7年）には、政策・方針決定過程への女性の参画を基本とし、各種審議会等委員への女性登用を拡大させるため、「人材リスト制度」を創設し、女性委員の積極的な登用を図ってまいりました。

さらに、男女共同参画の実現に向けた気運の醸成を図るため、同年から男女共同参画情報紙「シンフォニー」の全戸配布やセミナーの開催など、市民の意識改革に努めてきました。
- 2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、郡山市女性行動計画を見直し、新たに「～女と男（ひととひと）がきらめくまち～こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき、男女がお互いを認め合い、責任も分かち合う豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を推進してきました。
- 2002年（平成14年）、組織改編により市民部に「男女共同参画課」を設置し、県内市町村で初となる「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」を開設し、12月には、男女共同参画社会の形成に向けて、広く市民の気運の醸成を図るため「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「第1回男女共同参画フェスティバル」を開催しました。



男女共同参画センター（さんかくプラザ）

- 2003年（平成15年）には、男女共同参画推進の基本理念や基本的な施策を定めた「郡山市男女共同参画推進条例」を制定し、また、男女共同参画の推進に関する事項について審議等を行う「郡山市男女共同参画審議会」を設置しました。
- 2004年（平成16年）には、男女共同参画推進事業者表彰を行い、受賞者を公表することとしました。
- 2006年（平成18年）、「郡山市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「こおりやま男女共同参画プラン」を改訂しました。
- 2010年（平成22年）、「こおりやま男女共同参画プラン〔改訂版〕」の計画期間が平成21年度で終了することから、「男女共同参画のまち 郡山」を目指して「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定しました。
- 2014年（平成26年）、「女性の活躍による経済活性化」行動計画の趣旨に則り、あらゆる分野での女性の活躍推進に向けた地域ぐるみの取組みを支援するために、関係団体及び機関・企業等と連携して、「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」を発足しました。
- 2016年（平成28年）、「第二次こおりやま男女共同参画プラン」の計画期間が平成29年度で終了することから、「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」を実施するとともに、直接、市民の皆様から意見を伺うための「市民意見交換会」を開催しました。
- 同年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の完全施行を記念して、「女性活躍推進フォーラム」を開催するとともに、あらゆる分野に女性の参画を推奨するため内閣府が設置した「理工系女子応援ネットワーク会議」に、中核市としては全国で初めて参加登録を行うとともに、「目指せ！理工系女子バスツアー」を開催しました。
- 2017年（平成29年）には、「郡山市男女共同参画審議会」の開催やパブリックコメントを実施し、「第三次こおりやま男女共同参画プラン」を策定しました。



女性活躍推進フォーラム（村木厚子氏講演会）

市内の小・中学生を対象に実施した
「目指せ！理工系女子バスツアー」



【参考】 男女共同参画推進に関する国内外の動向

年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
1946年 (昭21)	○国連経済社会理事会決議により国連婦人の地位委員会を設置	日本国憲法公布（男女平等の明記、婦人参政権の実現）	
1948年 (昭23)	○「世界人権宣言」採択		
1955年 (昭30)			○「婦人会館」を新築
1966年 (昭41)	○「国際人権規約」採択		
1972年 (昭47)		勤労婦人福祉法施行	
1973年 (昭48)			○「働く婦人の家」新築開館（郡山市立中央公民館併設3階） ○「第1回働く婦人のつどい」開催 ○「婦人会館」解体撤去
1975年 (昭50)	○国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」（1976年～1985年）	○「民法」の一部改正（婚氏続称制度の新設） ○「一部の公務員等に対する育児休業法」施行	○「働く婦人のつどい」を「女性の祭典」に改称
1977年 (昭52)		○「国内行動計画」策定 ○「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ○「国立婦人教育会館」設置（2001年に「国立女性教育会館」に改称）	
1979年 (昭54)	○「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭55)	○「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」への署名 ○「民法」の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）	
1981年 (昭56)		○「国内行動計画後期重点目標」策定	

年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
1982年 (昭57)			<ul style="list-style-type: none"> ○「郡山市婦人グループ連絡会」結成 ○「婦人会館」新築開館（職員は「働く婦人の家」も兼務） ○「女性の祭典」を婦人会館で開催（以降「働く婦人の家」と共催）
1984年 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> ○国籍法の改正（父母両系主義） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の祭典」を文化センターで開催
1985年 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の10年」世界会議（ナイロビ） ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」成立 ○「国民年金法」の改正 ○「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題企画推進有識者会議開催 ○「男女雇用機会均等法」施行 	
1987年 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」提出 	
1988年 (昭63)	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況「第1回報告書」審議（国連女子差別撤廃委員会） 		
1990年 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		
1991年 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） ○「育児休業法」成立 	
1992年 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児休業法」施行 ○女子差別撤廃条約実施状況「第2回報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会に「女性企画室」設置 ○「郡山市女性意識調査」実施 ○「女性行動計画有識者会議」設置
1993年 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○世界人権会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○「パートタイム労働法」成立 ○女子差別撤廃条約実施状況「第3回報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○「郡山市女性行動計画」策定

年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
1994年 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャマイカ） ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ○女子差別撤廃条約実施状況「第2・3回報告書」審議（国連女子差別撤廃委員会） ○国連防災世界会議「より安全な世界に向けての横浜戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ●「ふくしま新世紀女性プラン」策定 	
1995年 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議（北京） ○「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ○「ILO（国際労働機関）」第156号」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性人材リスト制度」創設 ○男女共同参画情報紙創刊
1996年 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画情報紙の名称を「シンフォニー」に変更
1997年 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「労働基準法」の改正 ○「育児・介護休業法」の改正 	
1998年 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出 ○女子差別撤廃条約実施状況「第4回報告書」提出 	
1999年 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約「選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等に関する市民意識調査」実施
2000年 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際組織犯罪防止条約「パレルモ議定書」署名 ○「男女共同参画社会基本計画」策定 ○「ストーカー行為の規制等に関する法律」公布 ●「ふくしま男女共同参画プラン」策定 	
2001年 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・一部施行 ●「福島県男女共生センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「郡山市女性行動計画」を見直し、「こおりやま男女共同参画プラン」策定 ○「郡山市男女共同参画庁内推進会議」設置 ○「男女共同参画サポーター制度」創設

年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
2002年 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 ○女子差別撤廃条約実施状況「第5回報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織改編により、市長部局に「男女共同参画課」設置 ○「男女共同参画センター（愛称：さんかくプラザ）」設置（県内初） ○「婦人会館」廃止、「働く婦人の家」を「働く女性の家」に改称 ○「郡山市男女共同参画都市」を宣言 ○「女性の祭典」を改称し、「第1回男女共同参画フェスティバル」開催
2003年 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況「第4・5回報告書」審議（国連女子差別撤廃委員会） ○国際組織犯罪防止条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> ○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「郡山市男女共同参画推進条例」施行 ○「郡山市男女共同参画審議会」設置
2004年 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○プラン改訂に向け「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2005年 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ○第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）宣言と決議を採択 ○第2回国連防災世界会議「兵庫行動枠組（2005-2015）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画（第2次）」改訂 ●「ふくしま男女共同参画プラン」改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ○プラン改訂に向け「市民意見交換会」・「パブリックコメント」実施
2006年 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「こおりやま男女共同参画プラン改訂版」策定
2007年 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「男女雇用機会均等法」の施行 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定（H19.12.18） 	
2008年 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 ○「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」作成 ○女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」に指定管理者制度を導入 ○「働く女性の家」廃止 ○第二次プラン策定に向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」・「市民意見交換会」実施

年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
2009年 (平21)	○女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」審議・最終見解の公表（国連女子差別撤廃委員会）	○「育児・介護休業法」改正 ○男女共同参画シンボルマーク決定 ○女性に関するASEAN+3委員会（ACW+3）第1回会合 ●「ふくしま男女共同参画プラン」（平成21年度改定）	○第二次こおりやま男女共同参画プラン策定に係る「市民意見交換会」・「パブリックコメント」実施 ○郡山市議会9月定例会において、請願第44号「女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める意見書の提出について」を採択
2010年 (平22)	○国連総会にて「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立を決議	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ○「第三次男女共同参画基本計画」策定	○「第二次こおりやま男女共同参画プラン」策定 ○郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議の設置と開催
2011年 (平23)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称UN Women）発足 ○ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書締結	○平成23年3月11日東日本大震災 ○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント提出	○東日本大震災の影響により「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の休館（平成23年5月31日まで） ○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者に財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定（23～25年度の3年間）
2012年 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	○「女性の活躍による経済活性化」行動計画策定	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」開館10周年 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2013年 (平25)	○女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供（平成24年11月）についての同委員会見解の公表	○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者を一般公募
2014年 (平26)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ○「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）」開催 ○すべての女性が輝く社会づくり本部設置（平成26年10月3日）	○「男女共同参画センター（さんかくプラザ）」の指定管理者に公益財団法人郡山市文化・学び振興公社を再指定（26～30年度の5年間） ○「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」発足

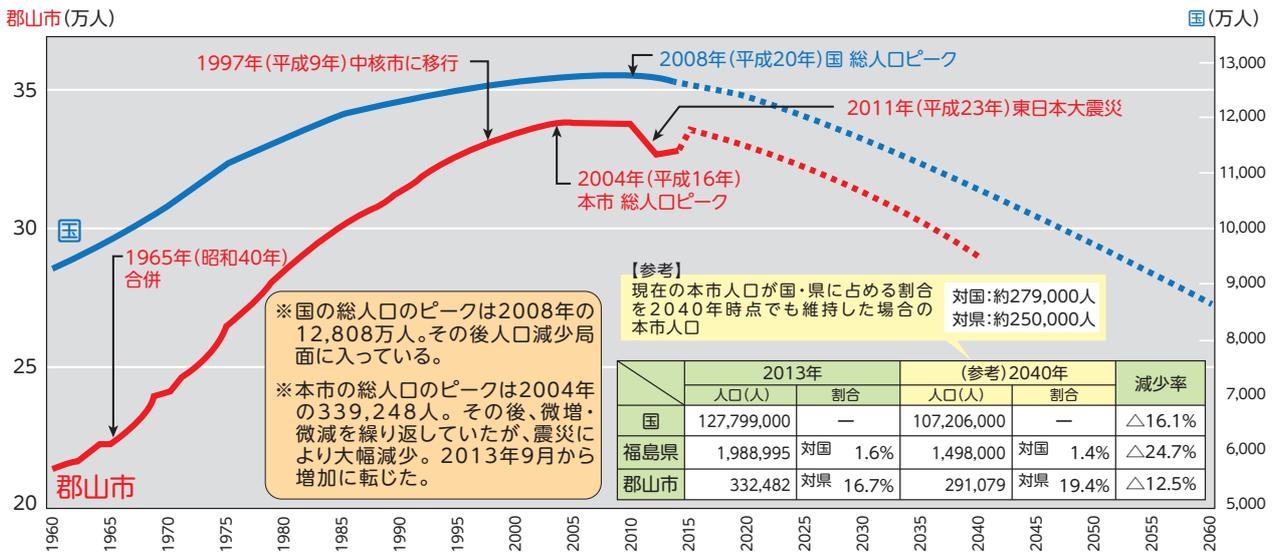
年	国連の動き	日本国内の動き	郡山市の動き
2015年 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 ○第3回国連防災会議開催「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)」開催 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日) 	
2016年 (平28)	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の能力開花のためのG7行動指針」 ○女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審査・最終見解の公表 ○第60回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」採択 ○「ジェンダーと災害に関するアジア太平洋地域会議」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」全面施行(平成28年4月1日) ○「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ○国際女性会議(WAW! 2016)開催 ○内閣府に理工系女子応援ネットワーク設立 ○「G7伊勢志摩首脳宣言」 ○「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画に関する市民意識調査」、「女性活躍推進に関する事業所調査」実施 ○第三次プラン策定に向け、市民意見交換会を開催 ○女性活躍推進フォーラムの開催 ○内閣府理工系女子応援ネットワークに参加登録(中核市としては全国初)
2017年 (平29)		<ul style="list-style-type: none"> ○国際組織犯罪防止条約締結 ●「ふくしま男女共同参画プラン」(平成28年度改定) ○国際女性会議(WAW! 2017)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第三次こおりやま男女共同参画プラン案に係るパブリックコメント」の実施(平成29年12月6日～平成30年1月5日)
2018年 (平30)			<ul style="list-style-type: none"> ○「第三次こおりやま男女共同参画プラン」策定

3 計画策定の背景

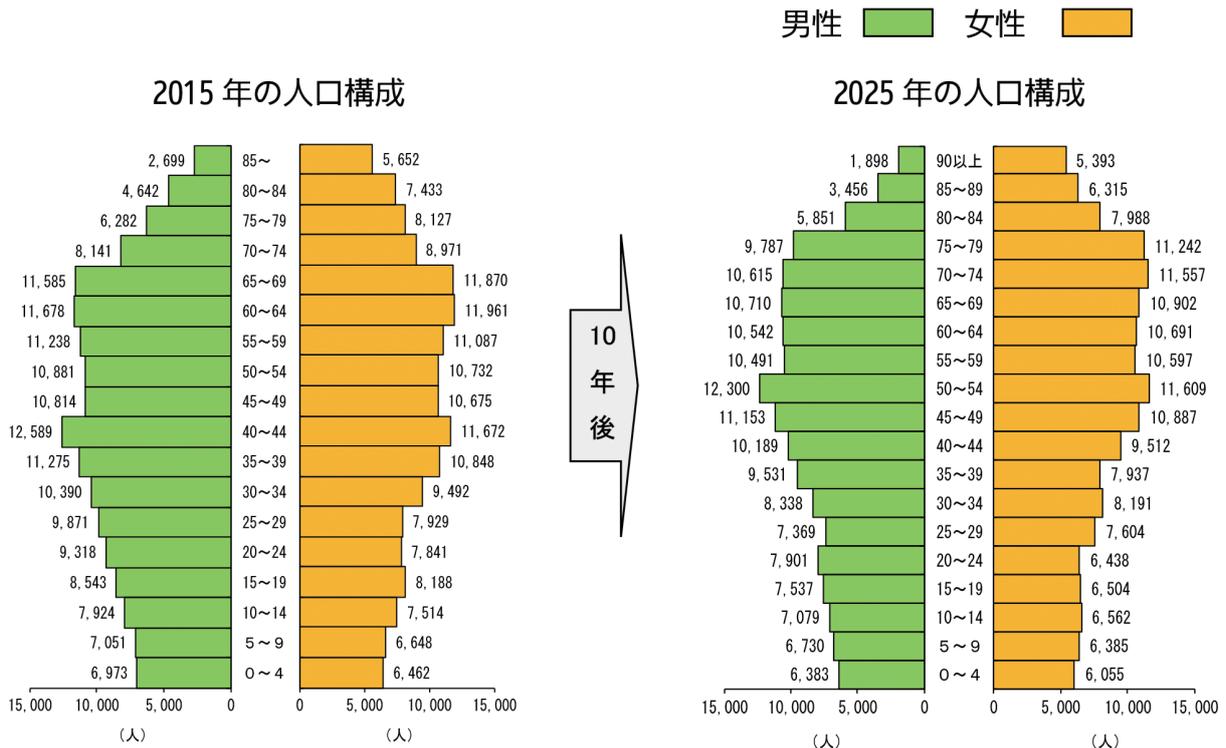
(1) 人口の減少と地域への影響

本市の人口は、2010年（平成22年）までは増加傾向にあり、2011年（平成23年）の東日本大震災の影響により、大きく減少に転じたものの、震災後の転入超過により人口は緩やかに回復傾向にあります。しかしながら、少子高齢化の進行により、人口構造が変化しており、労働力の低下等が懸念されます。

【郡山市と国の人口推移と将来予測】



【郡山市の人口ピラミッド】

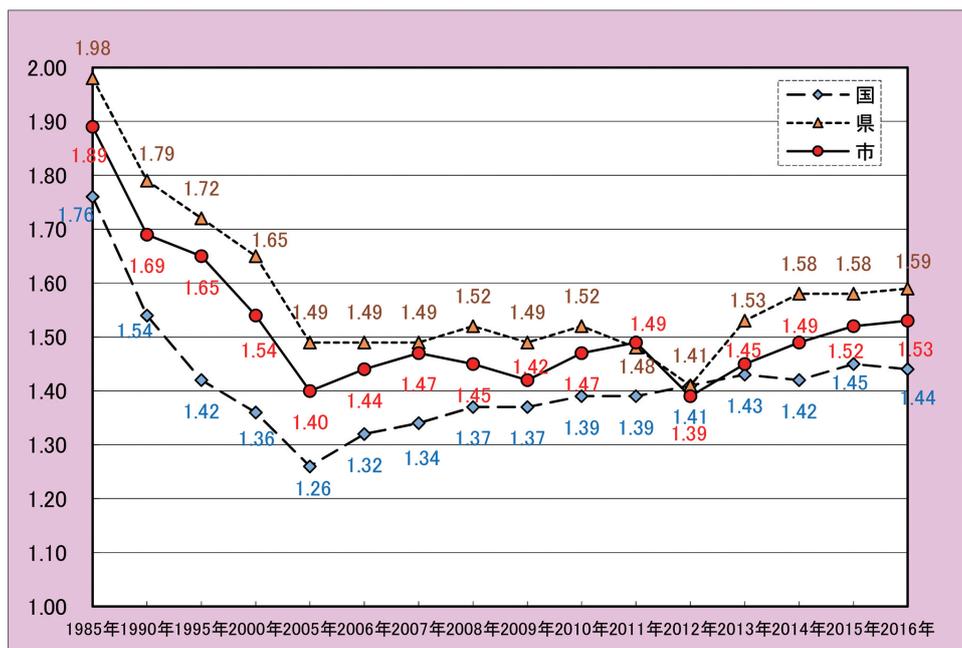


出典：郡山市人口ビジョン（2016年）

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、これまで減少傾向にあったものの、2013年（平成25年）以降に増加に転じていますが、まだまだ低い水準にあり、少子高齢化がますます進むことが予想されます。また、「郡山市人口ビジョン策定に係る市民意識調査」では、現在の子どもの数と理想とする子どもの数に大きな差が見られたことから、女性が地域社会で活躍しながら、妊娠・出産・育児の希望を叶えられる切れ目ない支援が必要です。

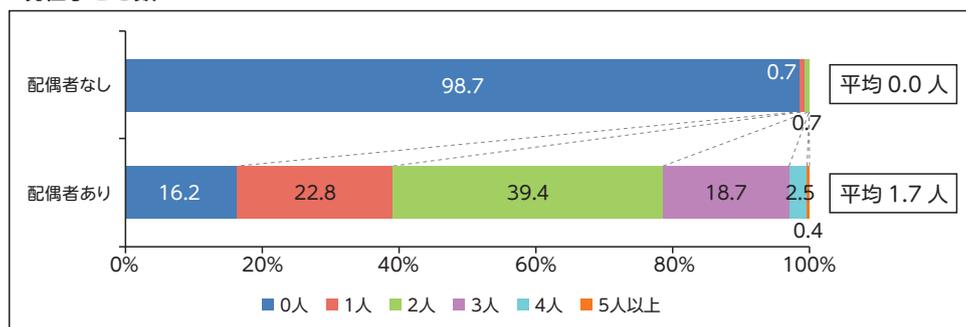
【郡山市と国、県の合計特殊出生率】



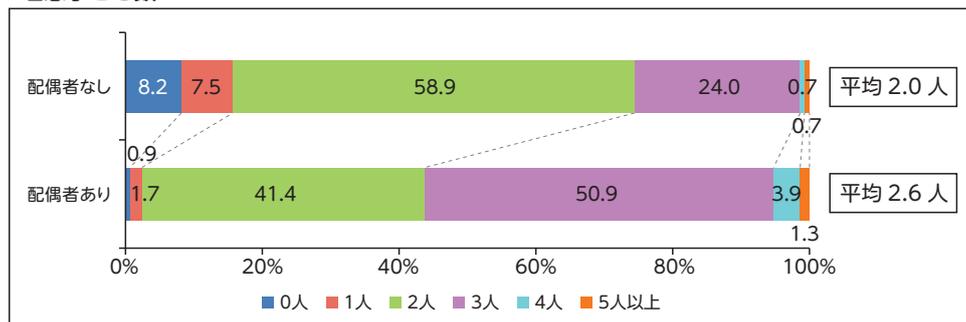
郡山市保健所調べ（2017年）

【郡山市民の現在子ども数と理想子ども数】

現在子ども数



理想子ども数

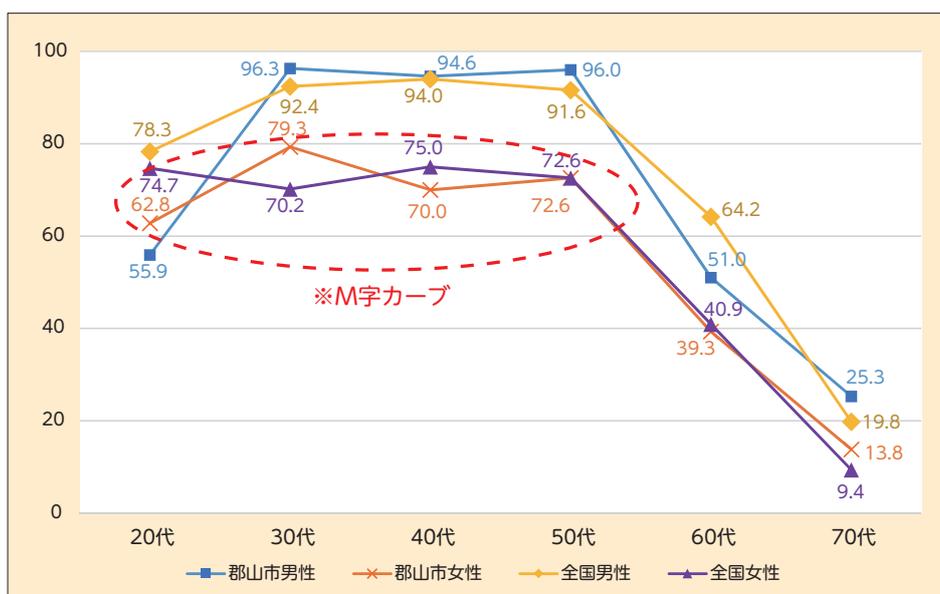


出典：郡山市人口ビジョン（2016年）

(3) 男女別就業状況

本市においても、全国の状況と同じく、30代以降の女性の就業している割合は、男性に比べ低い傾向にあります。また、本市では、40代女性の就業している割合がその前後の年代と比べて低く、「M字カーブ」と言われる現象が見られ、結婚や出産等を理由に離職する女性がまだまだ多いことから、就業を継続するための支援が必要です。

【郡山市と国の男女別就業割合（2016年）】

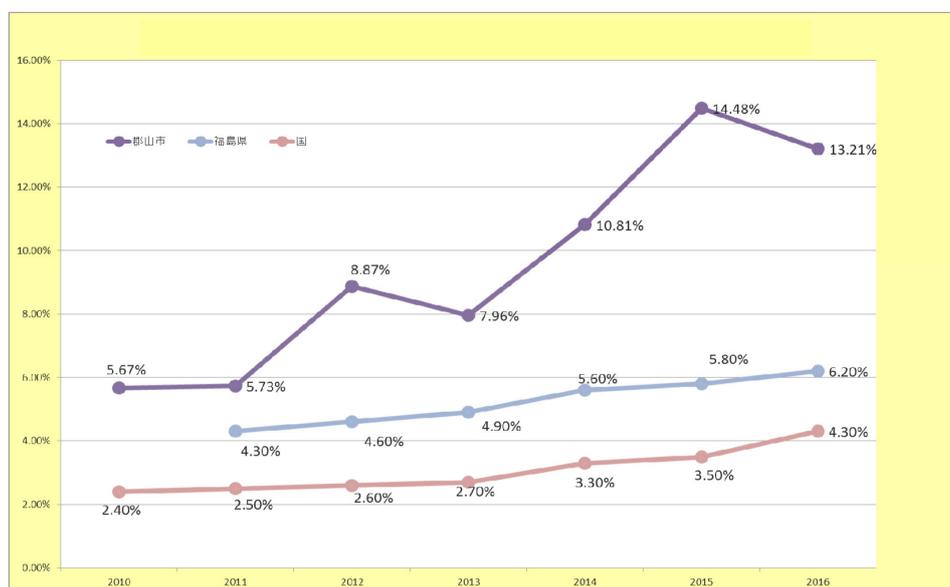


郡山市男女共同参画課調べ（2017年）

(4) 女性管理職比率

本市の管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性職員の割合は、増加傾向にあり、国や県と比較しても高い水準となっていますが、今後も目標値の達成に向けた取り組みが必要です。

【郡山市と国、県の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】



郡山市男女共同参画課調べ（2017年）

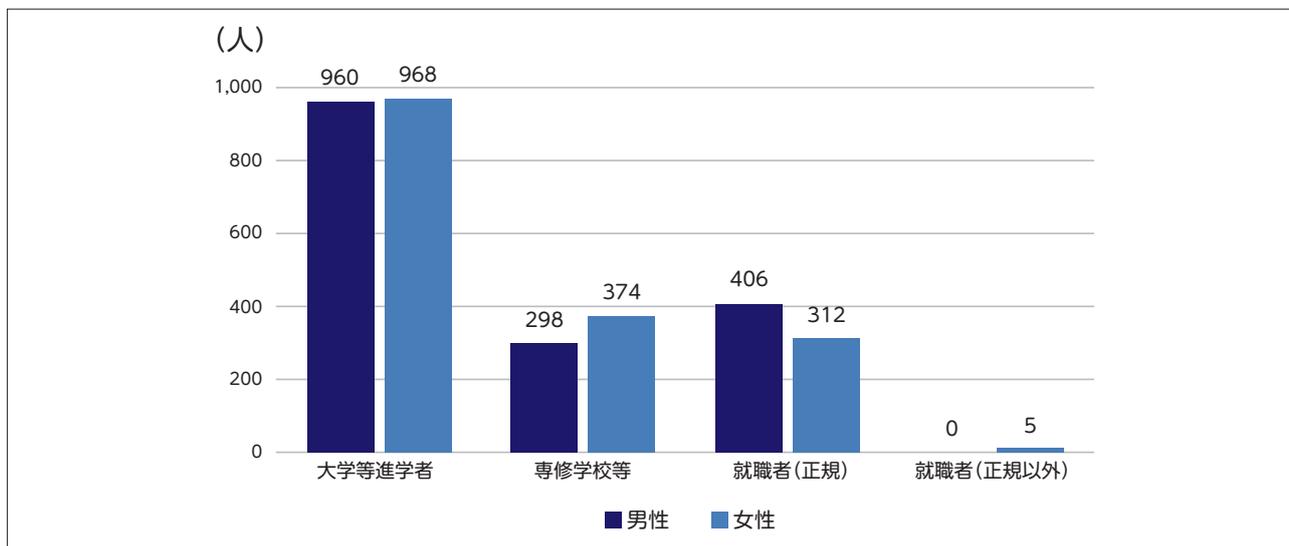
(5) 男女別の進学状況と課税状況等

本市の高校卒業後の進学状況をみると、短期大学を含む大学等の進学には大きな男女差はみられず、専修学校については女性の進学者が多い状況にあります。

一方、市県民税の課税状況をみると、男性の平均課税額が235,686円であるのに対し、女性の平均課税額113,610円と男性の5割に満たない額となっており、男女格差の解消に向けた、女性のエンパワーメントが必要な状況にあります。

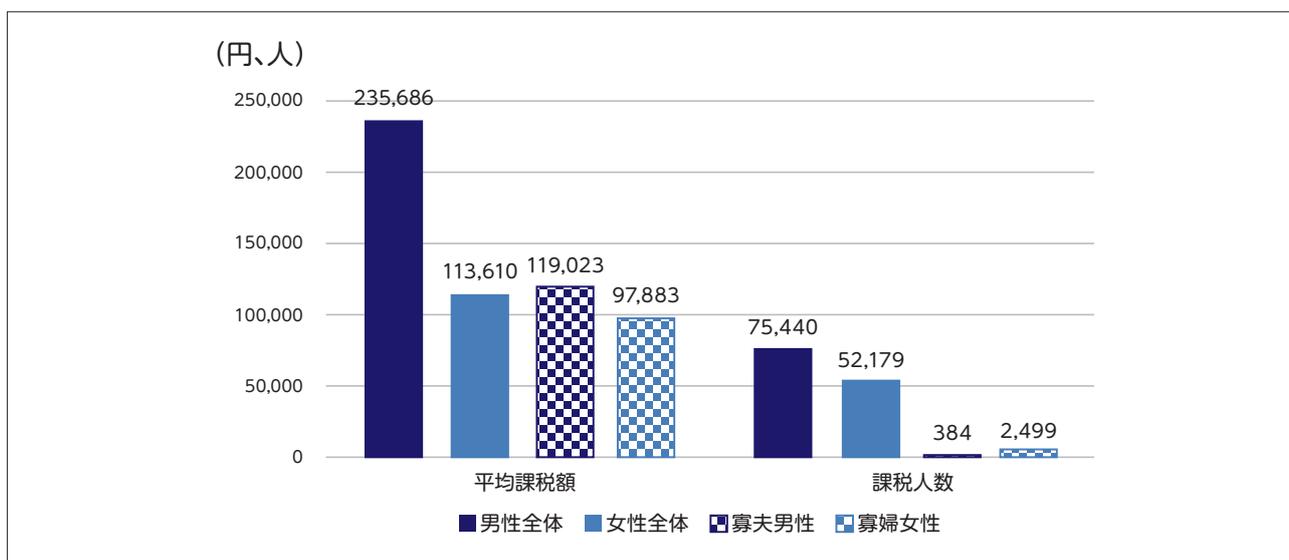
また、寡婦・寡夫控除を受けているひとり親家庭の課税状況をみると、寡婦女性の平均課税額は、女性の平均課税額をさらに下回る97,883円となっており、寡夫男性についても119,023円と女性の課税平均額と同程度となっており、担税力（税負担を受け持つことができる所得などの経済力）が低い状況にあり、支援が必要です。

【郡山市における男女別の高校卒業後の進学状況等】



出典：2016年福島県学校基本調査

【郡山市における市県民税の男女別課税状況】



【注】調査対象年度：2017年度（平成29年度）課税分
調査対象者：1955年（昭和30年）以降生まれの男女

郡山市男女共同参画課調べ（2017年）

第2章

計画の基本的な考え方



2016年9月30日、10月1日の2回にわたって開催した「郡山市男女共同参画市民意見交換会」の様子。参加した市民の皆さんから、男女共同参画に関する課題や現状認識など多くのご意見をいただきました。

1 基本理念

郡山市男女共同参画推進条例第3条で規定する「6つの基本理念」を本計画の基本理念とし、市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」を目指します。

1 人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。

2 男女の個性に応じた主体的な生き方への配慮

性別による固定的な役割を強制されることなく、男女が、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できるよう配慮されること。

3 政策・方針決定過程への男女共同参画

あらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立

家庭生活における活動と地域、職場、学校等の活動を両立できるよう配慮されること。

5 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

6 国際的協調

男女共同参画が、国際的な理解と協力の下に推進されること。



「ホット!ほっと!赤ちゃんサロン～初めてのパパ・ママ教室～」の様子

2 計画が目指す視点

本計画は、「男女共同参画のまち 郡山」を実現させるため、計画が目指す3つの視点を取り入れながら、5つの「基本目標」と、それを達成するための「課題」、「施策の方向」で構成します。



3 計画の基本目標

男女共同参画社会の形成を目指し、計画が目指す視点を施策展開につなげていくため、5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に対する課題及び施策の方向を明らかにしています。

基本目標 1	男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現
基本目標 2	すべての市民が人権を尊重される環境づくり
基本目標 3	あらゆる分野における女性の活躍の促進
基本目標 4	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標 5	安全・安心な暮らしの実現

4 計画の位置付け

「郡山市まちづくり基本指針」の部門計画で、2003年（平成15年）に制定した「郡山市男女共同参画推進条例」第10条に規定する「男女共同参画の推進に関する基本計画」として位置付けを持つもので、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画基本計画」の努力義務に対応した計画です。

また、2007年（平成19年）改正により追加された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に規定する「DV対策基本計画」及び2015年（平成27年）に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「女性活躍推進計画」を兼ねる計画としています。

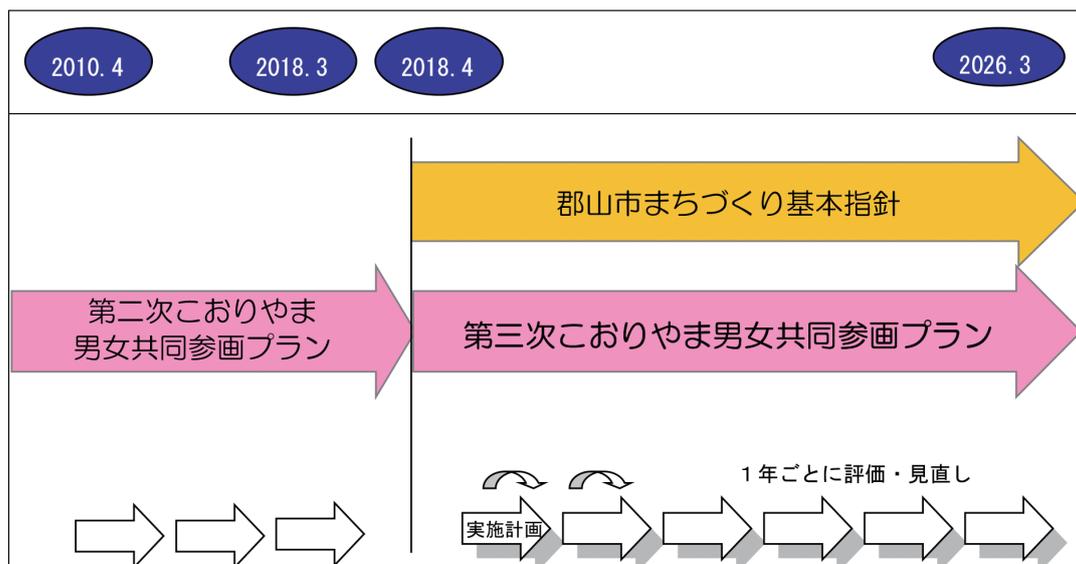


5 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）を初年度とする8年間とし、「郡山市まちづくり基本指針」との整合を図り、2025年度を目標としています。

なお、施策の成果や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを図ります。

また、毎年の実施計画や事業評価は、「郡山市まちづくり基本指針」の実施計画に合わせて行うものとし、男女共同参画の総合的な推進を図ります。



(参考) 庁内の各課が実施計画に基づき、毎年、それぞれの分野で推進していきます。

	男女平等	人権尊重	女性活躍	仕事と生活の調和	安全・安心
庁内連携推進体制	人事課 男女共同参画課 こども育成課 生涯学習課 学校教育推進課	職員厚生課 雇用政策課 男女共同参画課 国際政策課 保健福祉総務課 保健所地域保健課 こども未来課 こども支援課 こども育成課 公園緑地課 生涯学習課 中央図書館 学校管理課 学校教育推進課	人事課 広聴広報課 雇用政策課 契約課 男女共同参画課 産業政策課	人事課 雇用政策課 市民・NPO活動推進課 男女共同参画課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課 こども育成課 中央図書館 中央公民館	防災危機管理課 男女共同参画課 セーフコミュニティ課 スポーツ振興課 清掃課 原子力災害総合対策課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 健康長寿課 保健所地域保健課 保健所生活衛生課 保健所検査課 保健所放射線健康管理課 保健所食肉衛生検査所 こども未来課 こども支援課 こども育成課 道路維持課 生涯学習課 中央図書館 学校管理課 学校教育推進課

コラム①

郡山の女性たち ～郡山婦人会保育所と郡山婦人会館～

郡山には、明治時代から、とても行動力のある女性がたくさんいらっしゃいました。

1897年(明治30年)に善導寺内に設置された「安積婦人教会」は1906年(明治39年)に「郡山婦人会」に名称を変更し、出征軍人(戦争に出征した人)の家族の慰問や商家などに住み込みで働く女性への教育など、様々な婦人活動を積み重ねてきました。

この頃、日露戦争(1904年(明治37年)～1905年(明治38年))により、働き手を失った出征軍人の家族は、生活が困窮し、女性が製糸工場などに働きに出たり、行商をして子どもの養育をするようになり、県内各地で幼児保育所の開設が進みました。

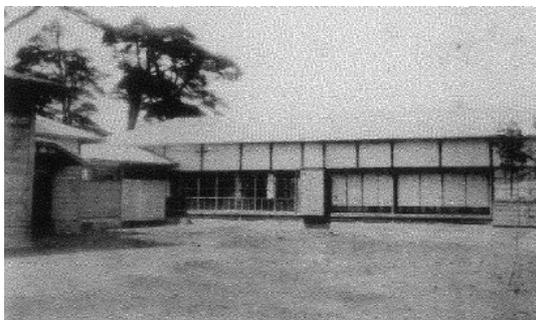
大正時代に入ると、これらの保育施設は常設化し、社会事業としての性格が次第に強くなっていきました。

そのような背景から、1926年(大正15年)8月には、「郡山婦人会」は、30周年記念事業の一つとして、麓山公園内の市の施設「積翠館」を借り受け、働く女性のために、その幼児、児童の保護や育成を目的として、常設の「郡山婦人会幼児保育所」を開所しました。開所当時の入所児童は88名と、多くの女性を支える保育所だったことがうかがえます。

また、1928年(昭和3年)には、郡山婦人会会員や市内篤志者から多額の寄付を受け、この保育所を市内堂前町に新築移転し、同時に、幼児保育所の階上に「郡山婦人会館」を設け、保育、家事、修養等の講話を通して、女性教育に力を注いでいました。

この郡山婦人会館が、近代における郡山で初めての女性のための生涯教育施設であり、その後の婦人活動の礎となっていると考えられます。

また、この「郡山婦人会幼児保育所」は、現在もなお、同地にて「郡山婦人会保育所」として継続して運営されており、郡山の働く女性を支える施設となっています。



昭和初期の郡山婦人会幼児保育所



郡山婦人会幼児保育所の保育の様子

参考文献：「60年のあゆみ(発行：財団法人郡山婦人会)」

「郡山市史 6 現代」(1973年 編集・発行：郡山市)

「福島県女性史」(1998年 編集：福島県女性史編纂委員会 発行：福島県)

資料提供：社会福祉法人郡山婦人会、郡山市歴史資料館

第3章

計画の体系



「郡山市男女共同参画審議会」において、本プランを審議している様子。2カ年にわたって計画策定を進めてきましたが、2016年度（平成28年度）は会議を2回開催し、2017年度（平成29年度）は、4回会議を開催し、審議・検討を重ね、「第三次こおりやま男女共同参画プラン」が完成しました。

●第三次こおりやま男女共同参画プランの体系図

3つの視点

ジェンダーの視点の反映と多様な価値を尊重し、男女平等を実感できる社会づくり

誰もが人権を尊重され、「自分らしく」安心して共生できる地域づくり

女性のエンパワーメントの促進とあらゆる分野で市民が活躍できる環境づくり

基本目標

1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

2 すべての市民が人権を尊重される環境づくり

3 あらゆる分野における女性の活躍の促進

4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

5 安全・安心な暮らしの実現

【課題解決のキーワード】
男女格差の是正
貧困の解消
女性活躍

市の取り組み

課題

1 男女共同参画意識の普及・啓発

2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

1 人権を尊重する意識の醸成

2 ハラスメント等により困難な立場にある市民への支援

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

2 意思決定過程への女性の参画促進

3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

2 多様な働き方の推進

1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

3 安全・安心なまちづくりの推進



市民・市民活動団体・

目指す姿

男女共同参画のまち
郡山

施策の方向

- (1)男女共同参画の意識づくりの推進と広報
- (2)男女共同参画センター(さんかくプラザ)の拠点機能の充実
- (1)男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進
- (2)家庭・地域における学習機会の充実
- (1)人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実
- (2)国際人権規範等の周知と国際理解・交流の推進
- (3)多様な価値を尊重する社会への環境整備
- (1)ハラスメント防止対策の推進
- (2)ひとり親家庭や子どもの貧困対策の充実
- (1)あらゆる職域における性別に偏らない採用と対等な昇進
- (2)女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発
- (1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2)企業・団体・地域における男女共同参画
- (1)あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
- (2)女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進
- (1)仕事と生活の調和の考え方の普及
- (2)育児・介護にかかる社会的支援の拡大
- (1)多様な働き方を認め、男女がともに働き続けるための環境づくり
- (2)ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及
- (1)リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理解促進
- (2)生涯を通じた心と身体健康づくり
- (1)安心して相談できる支援体制の充実
- (2)DV被害者の安全・安心な保護と自立を支援する環境の整備
- (3)暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及
- (1)セーフコミュニティ活動の推進
- (2)女性の視点を取り入れた防災体制の整備



事業者・国・県の取り組み



コラム②

郡山の女性たち ～郡山市婦人会館の建設～

昭和に入ってから、郡山の女性たちは、活発に婦人活動を行っていました。

郡山市史によると、1951年（昭和26年）刊の「郡山市教育の現況」に記載された婦人団体名は、「日本婦人有権者同盟郡山支部」・「郡山婦人会」・「郡山婦蓉会」・「郡山婦人連盟」・「郡山芳賀婦人会」と、これらの団体が加盟する「郡山婦人団体連絡協議会」の6団体となっており、その後、地域婦人会など様々な婦人団体が登録されるに至りました。

これらの団体の女性たちは、郡山市に「働く婦人の家」を建設したいと考え、川崎市の施設を見学するなどの下準備を進めていましたが、その矢先に「福島県婦人団体連合会」が「福島県婦人会館」を湯野町に建設することを決定し、1954年（昭和29年）に35万円の負担金協力の要請を受けます。郡山の女性たちは、県内で最も交通の至便な郡山市に設置するよう奔走しましたが、結局は受け入れられませんでした。

しかし、これを契機に、郡山の女性たちはさらに結束を固め、独自のものを郡山市につくろうと決意し、婦人団体代表者による「郡山婦人会館建設委員会」を結成しました。

当時の郡山市長（丹治盛重）に建設促進を要請するとともに、市議会、市教育委員会にも働きかけ、さらには、建設資金造成事業として、バザーや映画券の売りさばき、演芸大会を開催するとともに、有志特別寄付金募集など、あらゆる手段を尽くして、220余万円の資金を集めることに成功しました。そのうち、事業の諸経費等を差し引いた150万円を寄付し、市の予算180万円とあわせて330万円で、翌年の1955年（昭和30年）1月には、木造平屋建て102坪の「郡山市婦人会館」が完成したのです。

わずか1年の間に独自の婦人会館建設に成功した女性たちは、一層自信を深め、各地域でも婦人活動が活発となり、社会的にも婦人団体の実行力が高く評価されるようになったそうです。

婦人会館建設委員会は、婦人会館の運営を郡山市に一任して解散し、市はこれを郡山市公民館として活用、その後の婦人活動の拠点として、婦人学級や文化団体の集会などに大きく貢献し、同年「全国優良公民館」として当時の文部大臣から表彰されました。

こうした女性たちの行動が、今の「郡山市男女共同参画センター」の原点となる施設をつくりあげたことを忘れずにいたいですね。



婦人会館（撮影年月不明）

参考文献：「郡山市史 6 現代」

第4章

基本目標別の内容



基本目標 1	男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現
基本目標 2	すべての市民が人権を尊重される環境づくり
基本目標 3	あらゆる分野における女性の活躍の促進
基本目標 4	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標 5	安全・安心な暮らしの実現

基本目標 1

男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

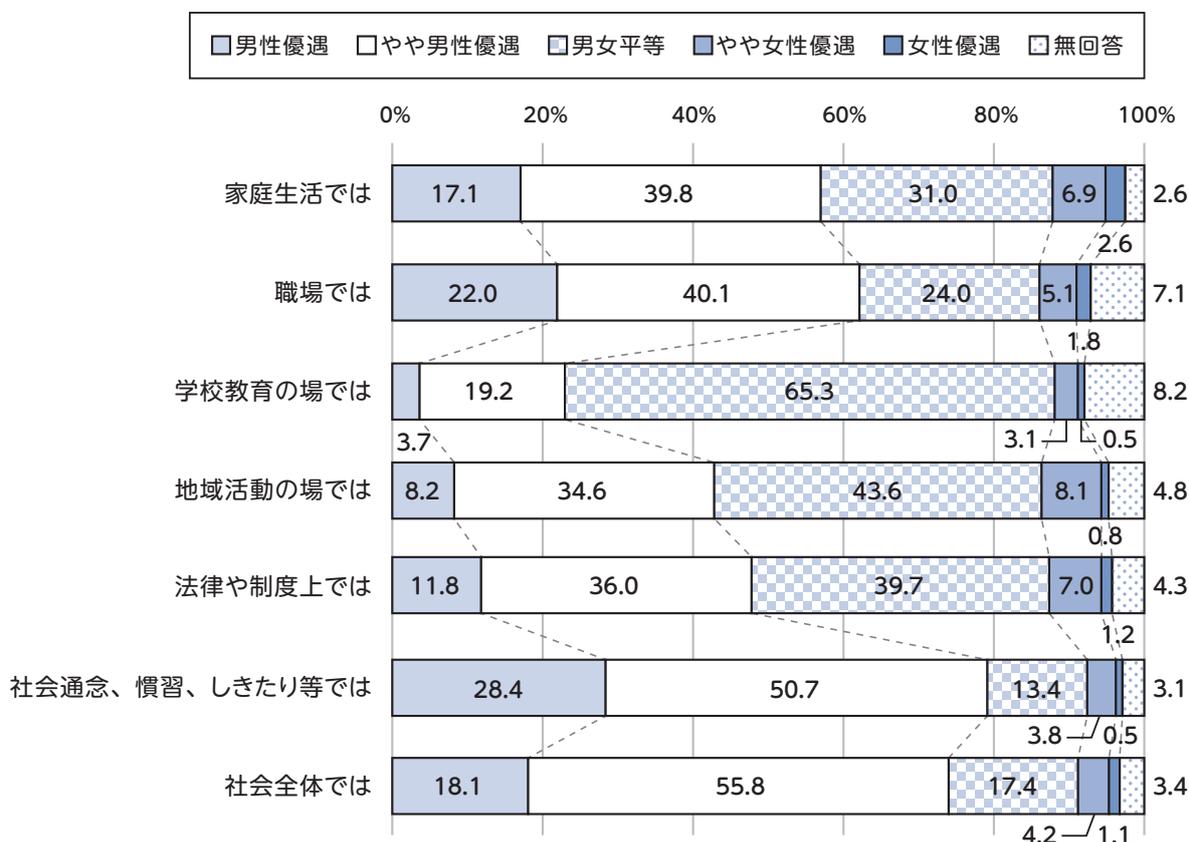
【現状と課題】

市民一人ひとりが、性別にかかわらずお互いを認め合い、尊重するためには、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、「男らしさ」「女らしさ」といった社会的につくられた性であるジェンダーに縛られることなく、「自分らしく」生きることができ、かつ、男女平等の意識を持って対等に社会に参画していくことが必要です。

しかしながら、「男だから・・・」「女だから・・・」といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変化はしているものの根深く残っているのが現状です。

2016年度（平成28年度）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）の結果では、「男女の地位の平等観」について、「社会通念、慣習、しきたり等における男女の地位が平等である」と答えた人は、全体の13.4%で前回調査に比べて1.5ポイント減となっており、次いで、「社会全体における男女の地位が平等である」と答えた人は、全体の17.4%（前回調査に比べて、1.4ポイント減）と少ない状況にある一方で、「男性優遇」と「やや男性優遇」を合わせた「男性が優遇されている」と感じている人は、それぞれ79.1%、73.9%と高く、男女の不平等観が依然として強いことから、その解消が大きな課題となっています。

【男女の地位の平等観】



2016年度市民意識調査

課題 1 男女共同参画意識の普及・啓発

施策の方向 1 男女共同参画の意識づくりの推進と広報

市民一人ひとりが、性別や固定的な役割分担意識にとらわれることなく、「自分らしく」その能力を発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、「男女共同参画」に対する理解を深めるための学習機会の充実を図ります。また、市が率先して啓発活動や情報提供による男女共同参画意識の定着を図ることができるよう、その視点に立った社会制度や慣行の見直しにつなげていくための広報を積極的に行います。

具体的施策	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供及び啓発	人事課 男女共同参画課
男女共同参画推進のための広報	男女共同参画課
地域における女性学級等の開催	生涯学習課

施策の方向 2 男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の充実

「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、本市の男女共同参画の拠点施設である「男女共同参画センター」の事業内容の周知を行うとともに、機能の充実を図ります。

具体的施策	担当課
男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画課
男女共同参画センターにおける学習機会の提供	男女共同参画課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合【男女共同参画課】	17.4% (2016年度市民意識調査)	30%
情報紙「シンフォニー」の発行など男女共同参画の広報・啓発の回数【男女共同参画課】	5回 (2016年度実績)	年10回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率【男女共同参画課】	66.1% (2016年度実績)	80%

課題 2

ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

施策の方向 1 男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進

男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育を幼児期・学童期から行うことで、ジェンダーに敏感な視点の浸透を図ります。

具体的施策	担当課
学校や保育所等におけるジェンダーにとらわれない意識の浸透	男女共同参画課 こども育成課 学校教育推進課
男女平等意識を高める学校教育の推進	学校教育推進課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	学校教育推進課

施策の方向 2 家庭・地域における学習機会の充実

男女平等の視点に立った生涯学習の大切さについての意識をさらに広めていくため、家庭・地域における多様な学習機会を選択できるよう各種講座の実施や情報提供の充実を図ります。

具体的施策	担当課
男女共同参画に関する地域や家庭での教育の推進	男女共同参画課 生涯学習課
男女共同参画を推進する人材の育成	男女共同参画課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【男女共同参画課】	1回 (2016年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【男女共同参画課】	22回 (2016年度実績)	年25回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【男女共同参画課】	31.0% (2016年度市民意識調査)	50%

基本目標 2

すべての市民が人権を尊重される環境づくり

【現状と課題】

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。男女共同参画社会は、すべての人々が互いの人権を尊重し合い、ともに社会を構成する一員としての自覚を持つことではじめて実現するものです。

また、日本が批准している国際人権規約では、締結国に、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、財産、出生などによるいかなる差別も禁じています。

こうした背景から、2016年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されるなど法整備も進む一方で、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、本市もオランダ王国のホストタウンに登録されるなど、国際的水準での人権尊重がますます重要となっています。

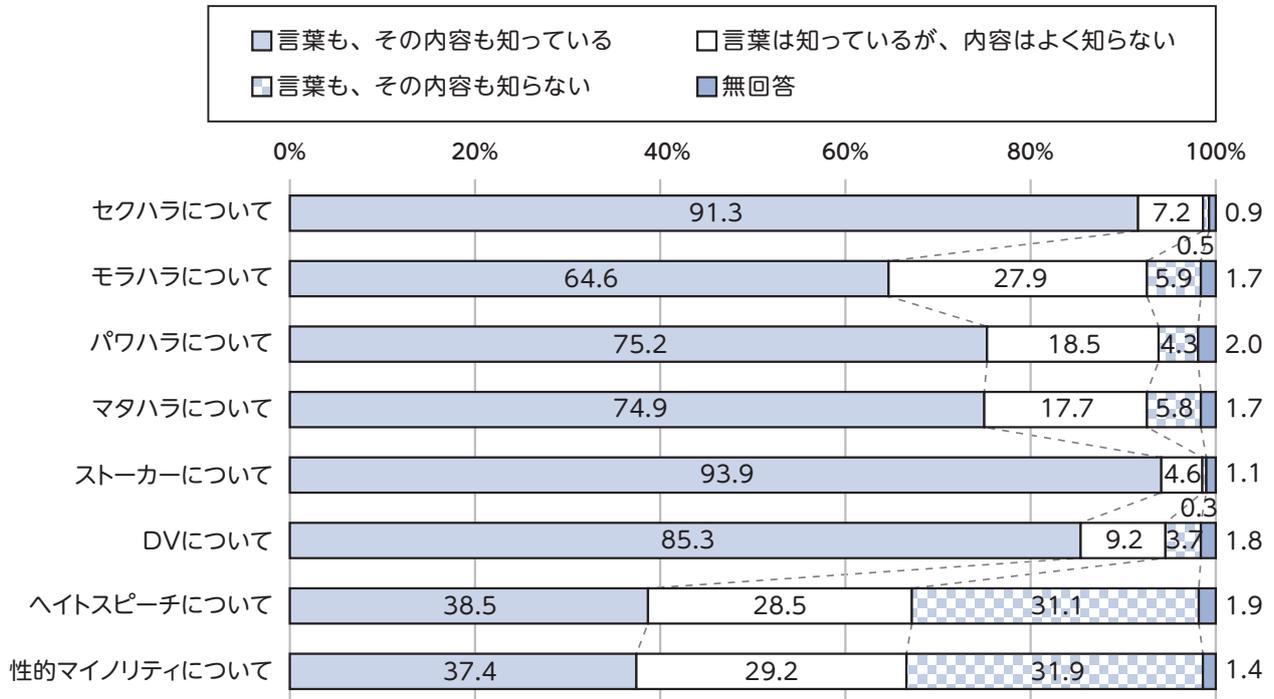
しかしながら、「市民意識調査」の結果は、人権に関する言葉の認知度では、「言葉もその内容も知っている」と答えた人は、「ヘイトスピーチ」で38.5%、「性的マイノリティ」で37.4%となっており、まだ認知度が低く理解が進んでいない状況にあります。

また、人権侵害については、「自分が受けた」と回答した人が、「パワーハラスメント」で12.3%と最も多く、次いで「モラルハラスメント」8.4%、「セクシュアルハラスメント」7.5%となっており、今後も引き続き、人権侵害の根絶に向けた取り組みが必要です。

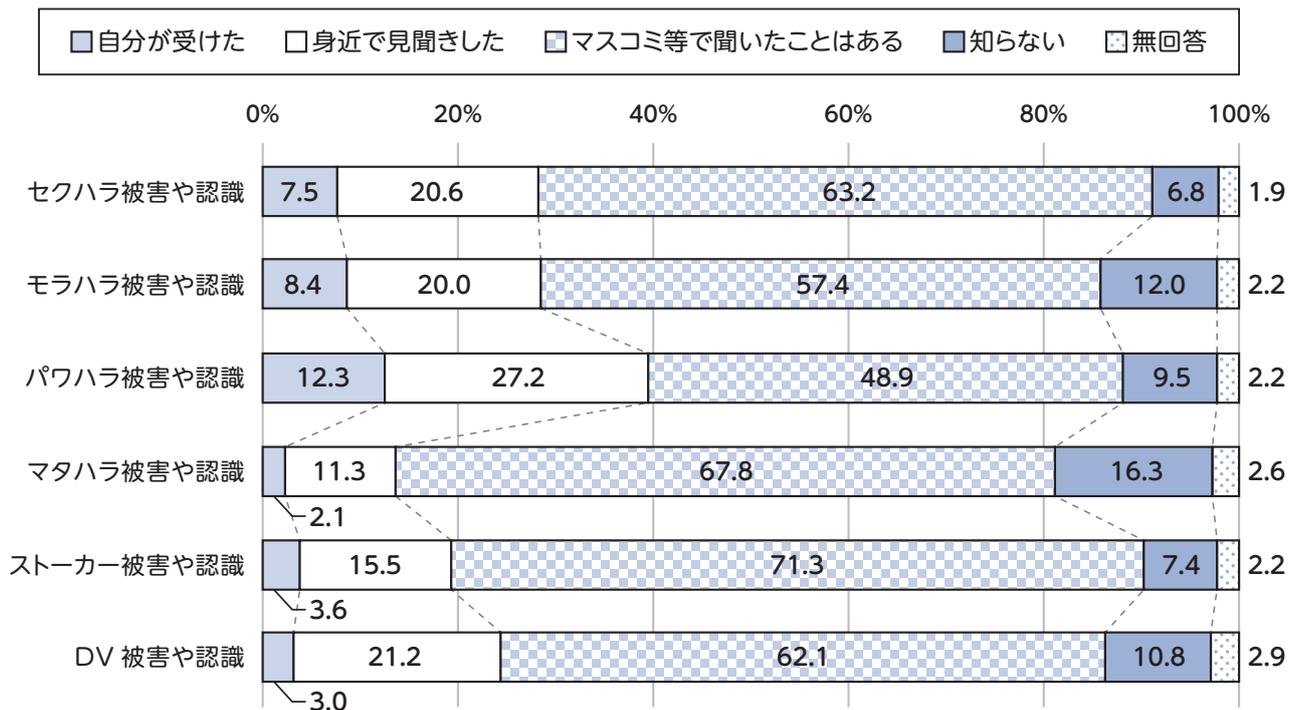
さらには、ひとり親家庭では、様々な困難を抱えやすいことに配慮し、その家庭に対する支援の充実や貧困の連鎖を防ぐ取り組みも必要です。

【人権に関する認識について】

人権に関する言葉について



人権侵害の被害や認識について



2016 年度市民意識調査

課題 1 人権を尊重する意識の醸成

施策の方向 1 人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実

基本的人権に対する正しい理解の浸透を図り、人権意識の高揚を図るため、学習機会の提供に努めるとともに、様々な機会や媒体を通じて、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	担当課
人権意識の高揚を図るための広報・啓発活動の充実	男女共同参画課
人権に関する学習機会の提供	男女共同参画課

施策の方向 2 国際人権規範等の周知と国際理解・交流の推進

国際水準での人権尊重意識の普及を図るとともに、男女共同参画の視点からも性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合い、相互に理解し合うことができるよう国際理解に関する学習機会を提供し、在住外国出身者等との異文化交流の推進を図ります。

具体的施策	担当課
国際理解に関する学習機会の提供	国際政策課 中央図書館
国際人権規約及び女子差別撤廃条約についての学習機会の提供	男女共同参画課

施策の方向 3 多様な価値を尊重する社会への環境整備

いじめや性差別、性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育や学習機会を提供し、誰もが人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

具体的施策	担当課
性的マイノリティへの理解を促進するための啓発	男女共同参画課 保健所地域保健課
誰もが「自分らしく」生きることができる環境づくり	男女共同参画課 生涯学習課
性別に関係なく快適に利用できる施設整備の推進	公園緑地課
学校教育における性教育の充実	学校管理課
命の大切さ、いじめの解消、性差別の解消などの教育の推進と就学支援対策	学校教育推進課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
人権意識を高揚するための啓発人数【男女共同参画課】	3,060人 (2016年度実績)	3,300人
人権に関する研修会の参加者数【男女共同参画課】	181人 (2016年度実績)	200人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【男女共同参画課】	783人 (2016年度実績)	1,000人

課題 2

ハラスメント等により困難な立場にある市民への支援

施策の方向 1 ハラスメント防止対策の推進

職場、地域、学校などにおけるパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントを防止するための広報活動を推進するとともに、被害者を支援し、総合的な解決を図るため、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	担当課
ハラスメント防止のための広報、啓発活動の充実	男女共同参画課
男女共同参画センターにおける相談体制の充実	男女共同参画課
ハラスメント防止対策の推進	職員厚生課 雇用政策課 男女共同参画課

施策の方向 2 ひとり親家庭や子どもの貧困対策の充実

様々な困難を抱えやすいひとり親家庭やその子どもを含めた生活困窮者に対し、生活や学習の支援を行うほか、貧困の連鎖を防ぐなど、貧困対策の充実を図ります。

具体的施策	担当課
生活困窮世帯の支援と子どもの貧困対策の充実	保健福祉総務課 こども未来課 学校教育推進課
ひとり親家庭に対する支援策の充実・強化	こども支援課
ひとり親家庭の自立に向けた支援	保健福祉総務課 こども支援課
各種子育て支援制度の利用促進	こども未来課 こども支援課 こども育成課
子育てに関する情報及び学習機会の提供	こども支援課 生涯学習課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【男女共同参画課】	29.8% (2016年度市民意識調査)	50%
パワハラの被害にあったことがあると答えた人の割合【男女共同参画課】	12.3% (2016年度市民意識調査)	10%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【男女共同参画課、こども支援課】	3回 (2016年度実績)	年10回

基本目標 3

あらゆる分野における女性の活躍の促進

【現状と課題】

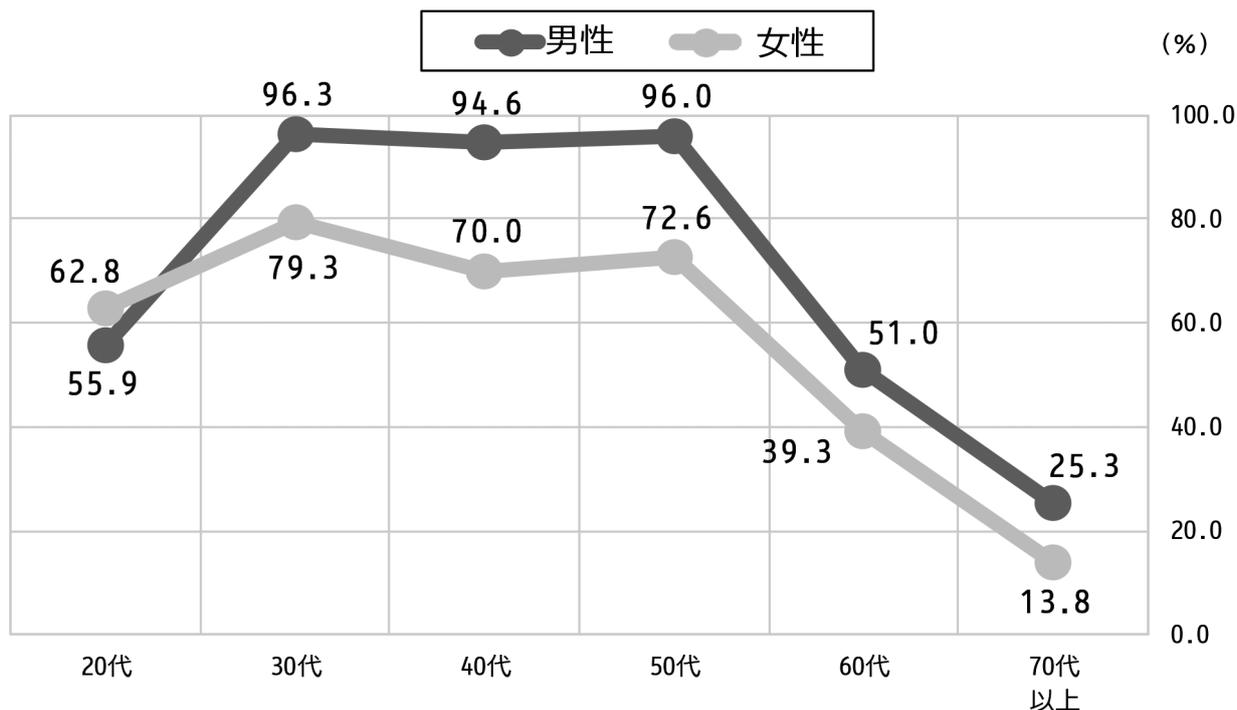
すべての市民が、年齢や性別にかかわらず社会の対等な構成員として、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくためには、職場、家庭、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

我が国では、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、2015年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布し、国、地方公共団体、事業主のそれぞれの責務等を規定し、さまざまな取り組みを始めたところですが、「市民意識調査」の結果では、女性の就業割合は、男性に比べて低い状況にあり、また、結婚、出産等を契機として離職することによるいわゆる「M字カーブ」という現象が見られます。

離職によるキャリアの中断は、女性の貧困問題にもつながるものであり、また、急速な少子高齢化の進展に伴い労働力人口が本格的に減少していくことが見込まれる中、将来にわたって活力ある社会を実現していくためにも、女性の就業割合を向上させ、「M字カーブ」を解消することは大きな課題となっています。

また、政策や方針を決定する場における女性の参画促進についても、さまざまな分野において、男女の意見が等しく反映されることは非常に重要ですが、「市の審議会、委員会等の女性委員登用率」は、目標値40%に対して、2017年4月1日現在で29.3%と低い状況にあることから、女性の登用率向上に向けた積極的な取り組みが必要です。

【世代別、性別の就業状況について】



2016年度市民意識調査

課題 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向 1 あらゆる職域における性別に偏らない採用と対等な昇進

あらゆる職域において、性別により差別されることなく、適正な評価のもと能力が発揮できる環境づくりをさらに推進し、特に、女性の職域拡大や管理職等への登用を促進し、また、民間事業者への取組みを推進するため、市としても女性の職域拡大と管理監督職への登用を進めます。

具体的施策	担当課
女性の職域拡大と管理監督職への登用の推進	人事課
事業者への男女平等に関する啓発	雇用政策課 男女共同参画課
学生等への就職支援の推進	雇用政策課
公共事業における女性の雇用促進	契約課

施策の方向 2 女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発

女性の活躍推進や労働条件の改善等を図るため、市ウェブサイト等を通じて、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法律の周知・啓発に努め、雇用環境のさらなる改善を推進します。

具体的施策	担当課
女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知・啓発の推進	雇用政策課 契約課 男女共同参画課
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定推進	雇用政策課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
民間企業における管理職に占める女性の割合【男女共同参画課】	12.0% (2016年度事業所調査)	30%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	13.0% (2017年4月1日現在)	20%以上
策定義務のある事業所における事業主行動計画の策定状況【雇用政策課】	76.9% (2016年度事業所調査)	100%
市県民税の男女の平均課税額の差【男女共同参画課】	122,076円 (2017年度課税)	男女の差を 5%減らす

※市職員の管理的地位に占める女性の割合については、現行の「郡山市特定事業主行動計画」との整合性を図るため、2020年度の目標値としていることから、同時期に必要な見直しを行うものとする。

課題 2

意思決定過程への女性の参画促進

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針を決定する場において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、幅広い分野における女性の人材育成を推進するため、学習機会の提供を進めるとともに、「市の審議会、委員会」などの政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。

具体的施策	担当課
市の審議会、委員会などの政策・方針決定過程への女性の参画促進	男女共同参画課
市政への参画意識の啓発	広聴広報課 男女共同参画課

施策の方向 2 企業・団体・地域における男女共同参画

企業・団体・地域などにおいて、ジェンダーに基づく役割分担などを解消し、すべての市民が性別にかかわらず参画できるよう、男女共同参画意識のさらなる普及、啓発に努めます。

具体的施策	担当課
ジェンダーに基づく役割分担の見直し	男女共同参画課
事業者等に対する男女共同参画の普及・啓発	男女共同参画課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
審議会・委員会等の女性委員登用率【男女共同参画課】	29.3% (2017年4月1日現在)	40%
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計) 【男女共同参画課】	46事業者 (2017年4月1日現在)	80事業者

課題 3

女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

施策の方向 1

あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

女性があらゆる分野に参画し、責任を担うことができるよう、女性に対する学習機会を提供し、リカレント教育や就労促進に向けた支援を推進するとともに、各々のライフスタイルにあった多様なチャレンジを支援します。

具体的施策	担当課
女性のエンパワーメントやキャリアアップ意識の向上	雇用政策課 男女共同参画課
女性の創業支援の推進	産業政策課
女性人材育成のための学習機会の提供	人事課 男女共同参画課

施策の方向 2

女性の活躍のための環境整備と経済的自立の促進

女性の活躍と経済的自立が促進されるよう、結婚、出産を経ても働き続けることができる環境を整備し、就労継続を支援します。

具体的施策	担当課
女性の就労継続を支援するための情報提供の充実	男女共同参画課
女性の再就職など就労促進に向けた支援	雇用政策課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数（累計）【産業政策課】	874人 (2016年度までの実績)	2,000人
20～40代の女性の就業割合【男女共同参画課】	71.9% (2016年度市民意識調査)	80%

基本目標 4

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

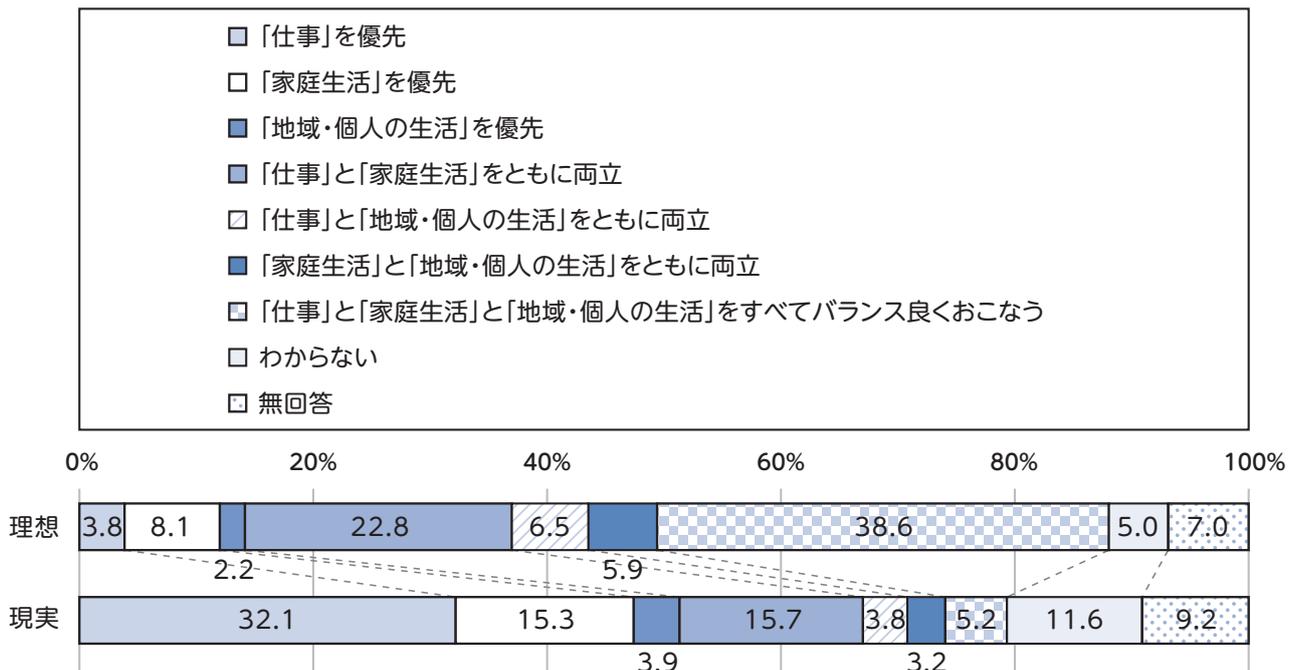
仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かなものになると考えられます。

しかしながら、「市民意識調査」の結果では、仕事と生活の調和の理想については、『「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべてバランス良くおこなう』と回答した人が38.6%と最も多かったものの、現実には、『「仕事」を優先』と回答した人が32.1%と最も多く、理想と現実には大きな開きがあることがわかりました。

市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすだけでなく、誰もが家庭や地域生活においても参画することができるよう、その両立を支援するとともに、各々の現実が一步でも理想に近づけることができるよう仕事と生活の調和の推進を積極的に図ってまいります。

【働き方に関する理想と現実】

働き方と仕事と生活について（理想と現実）



2016 年度市民意識調査

課題 1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備

施策の方向 1 仕事と生活の調和の考え方の普及

市民一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、市が率先して、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭における男女共同参画を推進します。

具体的施策	担当課
仕事と生活の調和を推進するための普及・啓発	人事課 雇用政策課 男女共同参画課
男性に家事、育児、介護等の参画を促進するための啓発	男女共同参画課
協働のまちづくり推進事業	市民・NPO活動推進課

施策の方向 2 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりと取得後の職場復帰がしやすい環境整備を推進するとともに、仕事と育児、介護（ダブルケアを含む。）の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

具体的施策	担当課
地域、職域における子育て支援の充実	雇用政策課 男女共同参画課 こども育成課 中央図書館 中央公民館
安心して介護できる環境づくりの推進	雇用政策課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【男女共同参画課】	33.4% (2016年度市民意識調査)	10%以内
認可保育施設の入所定員数【こども育成課】	3,976人 (2017年4月1日現在)	4,909人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	95団体 (2017年4月1日現在)	150団体

※認可保育施設の入所定員数の目標値は、「郡山市ニコニコ子ども子育てプラン」、2019年度時点の計画値としている。

課題2 多様な働き方の推進

施策の方向1 多様な働き方を認め、男女がともに働き続けるための環境づくり

性別や年齢にかかわらず、誰もが自分の意思によって多様な働き方が、選択できるよう普及啓発に努めます。

具体的施策	担当課
事業主等に対する情報提供・啓発（経営者等の意識改革）	雇用政策課
男性の意識と職場風土の改善促進等、女性の職域拡大の推進	人事課 雇用政策課 男女共同参画課

施策の方向2 ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及

仕事と生活のバランスを改善するため、ICT（情報通信技術）を活用したテレワークの導入など、新しい働き方、暮らしの普及啓発に努めます。

具体的施策	担当課
多様な働き方に関する情報提供と普及促進支援	雇用政策課 男女共同参画課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率【雇用政策課】	4.3% (2017年度労働基本調査)	6.75%
市職員における男性の育児休業取得率【人事課】	3.0% (2016年度実績)	10%以上
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【雇用政策課、男女共同参画課】	5,059件 (2016年度実績)	年6,000件

※市職員における男性の育児休業取得率については、現行の「郡山市特定事業主行動計画」との整合性を図るため、2020年度の数値としていることから、同時期に必要な見直しを行うものとする。

基本目標 5

安全・安心な暮らしの実現

【現状と課題】

生涯を通じて、安全に安心して暮らせる環境づくりは、市民生活において大変重要なことです。

また、生涯にわたり健康で生きいきと暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。男性も女性もお互いの身体的特質を理解、尊重し合って生活することは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾患を経験することや、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」における女性の自己決定権の尊重など、性差に応じた留意が必要です。

また、女性に対する暴力も年々、多様化、深刻化する傾向にあり、ICT活用の進展による情報共有手段の広がりに伴い、被害者の若年層化も進んでいます。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー、性暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の固定的役割分担意識や社会的地位の格差などがあるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて、解消しなければならない大きな課題のひとつとなっています。

さらには、児童や障がい者、高齢者に対する虐待についても、解決しなければならない暴力であり、未然防止と根絶に向けた取り組みを進めていかななくてはなりません。

また、東日本大震災での経験を活かし、防災における男女共同参画や女性の視点の取り入れを積極的に行い、性別や性自認にかかわらず、すべての市民が安心できる防災体制を推進していくことも大切です。

郡山市では、2017年度にセーフコミュニティの認証を取得し、より一層、安全・安心な暮らしの実現に向けた取り組みを推進していきます。

課題 1

男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

施策の方向 1

リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての意識の浸透を図るため、性についての正しい知識や認識を深めるための学習機会の提供に努めるとともに、学校教育においても正しい知識を身につけるための性教育の充実を図ります。

妊娠、出産に関する女性の自己決定権についても、正しく理解が進むよう情報提供を進めます。

具体的施策	担当課
性について正しい知識や認識を深めるための学習機会の充実	男女共同参画課 保健所地域保健課 中央図書館
学校における性教育の充実	学校管理課
思春期保健事業の充実	保健所地域保健課 こども支援課

施策の方向 2

生涯を通じた心と身体健康づくり

市民の健康の保持増進のため、各世代のライフステージに合わせた健全な食生活の実践や正しい生活習慣の習得を図るため、健康教室等での周知啓発に努めるとともに、放射線の見える化等による情報提供をはじめ、ストレスの解消や心の健康に目を向け、意識啓発と相談体制の充実を図ります。

また、健康寿命の延伸のため、個々の体力に応じた運動やレクリエーション等の普及啓発にも取り組みます。

具体的施策	担当課
健康の保持増進に関する情報提供の充実	健康長寿課 保健所地域保健課
心の健康づくり	保健所地域保健課
運動、レクリエーションの普及啓発	スポーツ振興課 健康長寿課 生涯学習課
被ばく防護対策と放射線等の見える化	原子力災害総合対策課 保健所生活衛生課 保健所検査課 保健所放射線健康管理課 保健所食肉衛生検査所 こども未来課

具体的施策	担当課
被ばく防護対策と放射線等の見える化	こども支援課 こども育成課 学校管理課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
思春期保健事業を実施した中学校の数【保健所 地域保健課、こども支援課】	20校 (2016年度までの平均値)	25校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【男女 共同参画課、保健所地域保健課】	291人 (2016年度実績)	300人

課題2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

施策の方向1 安心して相談できる支援体制の充実

被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知に努めます。また、関係機関と連携し、被害者に対する適切な相談・対応ができる体制づくりに努めます。

具体的施策	担当課
女性相談員による支援	男女共同参画課 こども支援課
配偶者暴力相談支援センターでの支援	こども支援課
関係機関との連携強化による相談体制の充実	男女共同参画課 こども支援課

施策の方向2 DV被害者の安全・安心な保護と自立を支援する環境の整備

被害者の安全確保を図るため、関係機関と情報の共有と情報管理の徹底に努めるとともに、自立に向けては様々な課題を有していることから、関係機関と連携し、自立した生活につなげていくように努めます。

具体的施策	担当課
DV被害者の安全な保護	こども支援課
保護命令制度等司法手続きについての支援	こども支援課
DV被害者の自立支援	こども支援課

施策の方向3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	担当課
DV防止に関する広報・意識啓発の充実	男女共同参画課 こども支援課
若い世代に対するDV防止の啓発強化	男女共同参画課 こども支援課
家庭内等における虐待の防止	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども支援課
小・中学校におけるあらゆる暴力防止に向けた豊かな心の醸成	学校教育推進課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
DV防止に向けた広報・啓発の回数【男女共同参画課、こども支援課】	3回 (2016年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【男女共同参画課】	5.0% (2016年度市民意識調査)	5.0%以内

コラム③

DVの被害認識と啓発のジレンマ

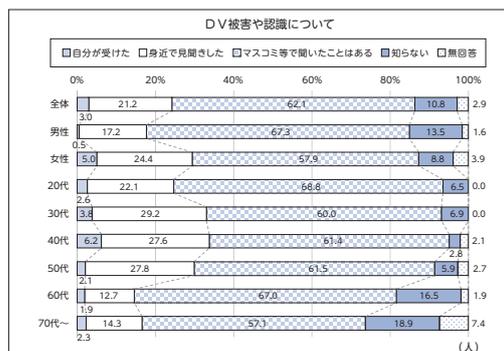
DVとは、ドメスティックバイオレンスを略したもので、夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力を指します。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、相手を傷つけるような言葉や無視するなどの態度による精神的暴力や、必要な金銭を渡さない、あるいは金銭を奪うといった経済的暴力、そして望まない性的関係を強要する性的暴力なども含まれますが、その内容を詳しく知らないため、実際は被害を受けているにもかかわらず、気付いていない人もいると思われます。

また、DVやハラスメント、虐待などの場合、被害を受けていることを打ち明けられずにいるという方もいらっしゃいます。

2016年度（平成28年度）に実施した市民意識調査では、DV被害を受けたという認識がある女性の割合は、5.0%となっていますが、前述のような理由から、潜在的には、もっと多い可能性があります。

そのため、DVに関する啓発を行うことで、自分がDV被害を受けていたと気付くという方が一定数いることも考えられ、啓発によって被害認識が増えるというジレンマがあるものの、正しい知識を普及することは、加害行為を減らし、または、被害を受けている方を相談に導くことで解決につながることから、とても重要であると考えています。

本計画は、配偶者暴力防止法に基づくDV対策基本計画を兼ねる計画としているため、DVに関する基本指標を設定しています。そのうちの「DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合」では、現況値と目標値が変わらないように見えますが、実は、そこには「潜在的被害者を含めたDV被害者をこれ以上、増やさない」という決意の現れなのです。



【DV被害や認識について】2016年度市民意識調査

課題3 安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向1 セーフコミュニティ活動の推進

「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を市民総参加により進めていきます。

具体的施策	担当課
セーフコミュニティの理念に基づいたまちづくりの推進	セーフコミュニティ課
安全なまちづくりに向けた施設、環境整備の推進	セーフコミュニティ課 清掃課 道路維持課

施策の方向2 女性の視点を取り入れた防災体制の整備

安全・安心の防災体制を確立するため、災害時に男性と女性では受ける影響に違いが生じることに配慮し、誰もが安心して避難できるよう防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図っていきます。

具体的施策	担当課
女性消防団員の育成	防災危機管理課
女性の視点を取り入れた避難所開設マニュアルの整備	防災危機管理課

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	12.1% (2016年けがや事故に関する地域診断)	40%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	6.0% (2017年4月1日現在)	10%以上

コラム④

世界における日本 ～ジェンダーギャップ指数の視点から～

国ごとの男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数」を測る指数が、ダボス会議を主催する「世界経済フォーラム」によって毎年、発表されているのをご存知ですか？

2017年版の報告書を見ると、日本は、年々、順位を下げ、144か国中114位と主要先進国の中で最下位に位置し、過去最低の順位となっています。(2016年は144か国中111位)

ジェンダーギャップ指数報告書は、「経済参画」「教育」「健康」「政治参画」の4分野からなる14のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味していますが、日本のスコアは、0.657と1には程遠いものとなっています。

その大きな要因は、「経済参画」と「政治参画」が低いことで、「政治参画」では、前年の103位から123位と大きく順位を下げています。

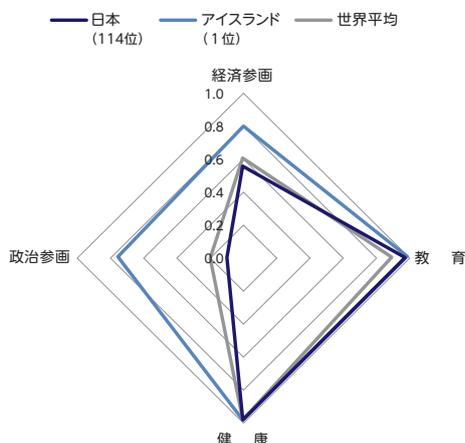
こうしてみると、日本は世界の中で、男女平等の分野では遅れをとっており、今後、ますます女性の活躍促進が必要であることがわかります。

【国別ランキング】

順位	国名	スコア
1位	アイスランド	0.878
2位	ノルウェー	0.830
3位	フィンランド	0.823
4位	ルワンダ	0.822
5位	スウェーデン	0.816
6位	ニカラグア	0.814
7位	スロヴェニア	0.805
8位	アイルランド	0.794
9位	ニュージーランド	0.791
10位	フィリピン	0.790
11位	フランス	0.778
12位	ドイツ	0.778
13位	ナミビア	0.777
14位	デンマーク	0.776
15位	イギリス	0.770
16位	カナダ	0.769
17位	ボリビア	0.758
18位	ブルガリア	0.756
19位	南アフリカ	0.756
20位	ラトビア	0.756
⋮		
49位	アメリカ	0.718
⋮		
100位	中国	0.674
⋮		
114位	日本	0.657
⋮		
118位	韓国	0.650
⋮		
144位	イエメン	0.516

【分野別日本とアイスランドの比較】

分野	項目	日本 (114位)	アイスランド (1位)
経済参画	労働力率の男女比	0.781	0.950
	同種業務での給与格差	0.672	0.807
	勤労所得の男女比	0.524	0.727
	幹部・管理職での男女比	0.142	0.519
教育	専門職・技術職での男女比	0.654	1.000
	識字率の格差	1.000	1.000
	基礎教育在学率の格差	1.000	0.989
	中等教育在学率の格差	1.000	1.000
健康	高等教育在学率の格差	0.926	1.000
	出生時の男女比	0.944	0.944
政治参画	健康寿命の男女比	1.060	1.025
	国会議員の男女比	0.102	0.909
	閣僚の男女比	0.188	0.667
	過去50年間の国家代表の在任年数の男女比	0.000	0.685



参考資料：「2017年ジェンダーギャップ指数報告書」(世界経済フォーラム)

第5章

男女共同参画社会実現に向けた 推進及び連携体制等

～それぞれが進めよう！みんなで進めよう！～



市内の事業者や関係団体の連携を図る「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」の様子。事業者や関係団体の情報交換等を通して、女性活躍についての理解を深め、さらに推進していくことを目的としています。

1 計画の推進体制

(1) 郡山市男女共同参画審議会

郡山市男女共同参画審議会は、郡山市男女共同参画推進条例第 22 条に基づき設置された附属機関です。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本事項及び重要事項を調査審議するほか、男女共同参画基本計画の策定や計画に基づき実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、意見を述べることなどをその役割としています。

(2) 郡山市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取り組みが必要であることから、市民部長を会長、市民部次長を副会長とし、各部局次長等で構成する「郡山市男女共同参画庁内推進会議」において、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

(3) 推進拠点施設「郡山市男女共同参画センター（さんかくプラザ）」

2002 年（平成 14 年）4 月に設置した「郡山市男女共同参画センター」は、本市の男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、「学習」、「交流」、「情報」、「相談」の 4 つの機能を持ち、それぞれの機能に応じた各種事業を実施しています。

今後も、より一層の充実を図ります。



毎年、市民と協働で開催している「郡山市男女共同参画フェスティバル ふれあい発表会」の様子

(4) 市民団体、事業者との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、自主的に活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともに、ネットワーク化を進めます。

また、男女共同参画社会実現には、事業者が担う役割が大きいことから、事業者における積極的な取り組みを推進し、事業者との連携を図ります。



市内の女性団体の皆さんとともに開催している「郡山市女性グループ連絡会と市長との懇談会」の様子

(5) 国・県等関係機関との連携

計画を推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

2 男女共同参画社会の実現に係る【分野別】役割分担 ~それぞれが進めよう!~

主体 分野別	市民	市	団体	事業者	国・県
男女平等	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内での男女共同参画の実践 ● ジェンダーに敏感な視点をもつ ● 講座等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座等の開催 ● 情報提供による啓発の推進 ● 幼少期からの男女平等教育 ● 職員向け意識啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画センターにおける協働事業の実施 ● 学習機会の確保 ● 地域との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダーに敏感な視点をもつ ● 男女の固定的役割意識の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の整備と周知、啓発 ● 情報発信 ● 制度等の見直し
人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 常にお互いの人権を尊重する ● ハラスメントを許さない意識をもつ ● 講座等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座等の開催 ● 情報提供による啓発の推進 ● 学童期からの学習機会の提供 ● ハラスメント等対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習機会の確保 ● 地域との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント防止対策の充実と相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の整備と周知、啓発 ● 情報発信 ● 人権擁護委員の活動推進 ● 人権相談の充実
女性活躍	<ul style="list-style-type: none"> ● 講座等への参加 ● 市政等への参画意識をもつ ● 就労意欲やチャレンジ精神をもつ ● 市民総活躍の意識をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性登用の推進 ● 人材育成の推進 ● 講座等の開催 ● 女性のチャレンジを支援する体制の推進 ● 就業支援の充実 ● 法の周知、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市主催事業への参加 ● 地域との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別にかかわらず能力を発揮できる職場づくりの推進 ● 女性登用の促進 ● 関係法令の遵守 ● 事業主行動計画の策定推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の整備と周知、啓発 ● 情報発信 ● 女性登用の推進 ● 女性のチャレンジを支援する仕組みづくり
仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と生活の両立を目指す ● 育児、介護休業制度を積極的に利用する ● 男性の育児、家事参加 ● 地域活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供による啓発の推進 ● ICT等を活用した働き方の普及 ● 育児、介護に係る支援の拡大 ● 職員の働き方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習機会の確保 ● 地域との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して育児、介護休業制度を利用できる環境づくりの推進 ● 職場における働き方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の整備と周知、啓発 ● 情報発信 ● 職員の働き方の見直し
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ● 身の回りの安全確認と防災訓練への参加 ● あらゆる暴力を許さない ● 性と生殖に関する健康と権利について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ● セーフコミュニティ活動の推進 ● 男女共同参画の視点からの防災体制の整備 ● DV等被害者支援体制の充実 ● 情報提供による啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習機会の確保 ● 地域との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場における健康づくりの推進 ● 避難訓練等の実施 ● 事業場内での事故防止の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法の整備と周知、啓発 ● 男女共同参画の視点からの防災体制の整備

3 男女共同参画社会の実現に係る【主体別】連携体制 ～みんなで進めよう！～

主体 連携先	市民	市	団体	事業者	国・県
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等の意識づくりの推進 ●地域、家庭等における人権尊重 ●地域共生を目指した市民活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座等の講師派遣、情報提供 ●講座や祭典の開催 ●市民活動への支援 ●協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会を目指した市民活動の推進 ●地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●CSR活動の推進 ●多様な働き方の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信と共有 ●法の整備と周知、啓発 ●制度等の見直しに係る意見交換会、公聴会等の開催
市	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座等の利用、企画開催 ●講座等への参加 ●市政等に参画 ●意見交換会等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修等の開催 ●職員に対する男女共同参画、女性登用の推進 ●女性の視点を取り入れた安全、安心な防災体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座等の利用、企画開催 ●男女共同参画センターの利用 ●協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座等の利用、企画開催 ●市主催事業への参加 ●協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●法の整備と周知、啓発 ●情報発信 ●人権相談の実施
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●団体に参加 ●男女共同参画センターの利活用 ●講座等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報交換の場の提供 ●協働事業の実施 ●活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●団体間での情報交換 ●連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動に対する支援 ●連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度等の見直しに係る意見募集 ●国立女性教育会館、福島県男女共生センター等における協働事業の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●講座等への参加 ●自分に合った働き方による就労 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性登用、人材育成による女性活躍の推進 ●講座等の開催 ●雇用対策の支援 ●法の周知、啓発 ●協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動助成金等の利用 ●連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者間での情報交換 ●連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●法の整備と周知、啓発 ●女性登用の推進 ●委託事業の実施
国・県	<ul style="list-style-type: none"> ●国政等に参画 ●意見交換会、公聴会等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育の推進 ●国際人権規範を遵守した施策の実施 ●特区制度等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種助成制度の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種助成制度の利用 ●受託事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●条約の積極的遵守のための施策の展開 ●各府省等の連携による男女共同参画の推進 ●情報提供、研修機会の提供 ●被害者支援体制の充実

コラム⑤

世界における日本 ～就業者及び管理職に占める女性の割合～

【コラム4】では、ジェンダーギャップ指数をとりあげ、その低い理由として、「経済参画」、「政治参画」の男女差が大きいことをあげましたが、「経済参画」の分野の中で特に低いのが「幹部・管理職の女性の比率」で、日本のスコアは、完全不平等の0に近い0.142となっています。そこで、世界各国とどのように違うのか、国際比較のデータを見てみましょう。

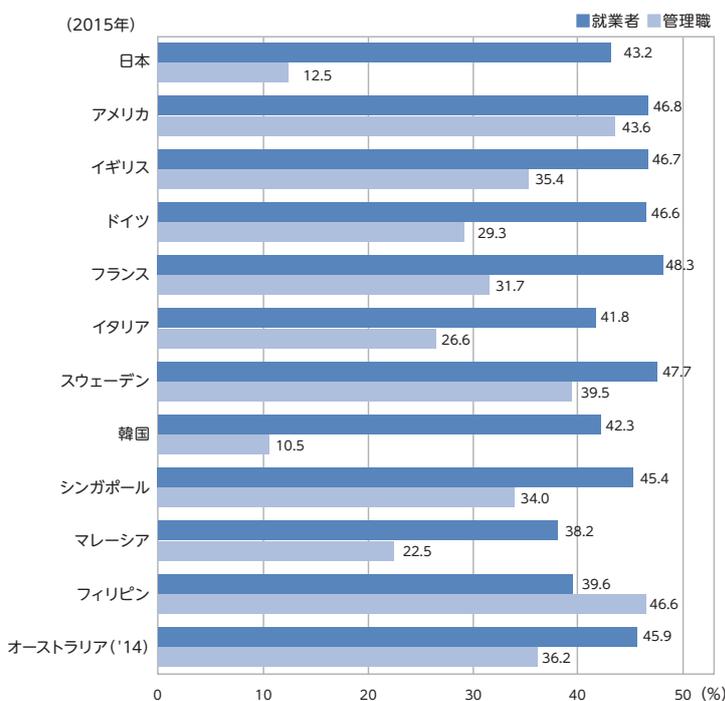
下のグラフは、独立行政法人労働政策研究・研修機構が発表している「データブック国際労働比較 2017」に掲載しているもので、就業者における女性の割合は、日本が43.2%と最も高いフランス48.3%と比較して5.1ポイント低いものの比較的高い状況にあることが分かります。しかしながら、管理職に占める女性の割合となると、日本は12.5%と韓国に次いで低く、欧米諸国だけでなく、フィリピン46.6%、シンガポール34.0%、マレーシア22.5%などアジア諸国と比較しても低い状況にあります。

このような状況から、日本では、2015年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、また、男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」において、課長相当職に占める女性の割合に関する成果目標を定め、2020年度までに国家公務員、地方公務員、民間企業における女性管理職の割合を、それぞれ7%、15%、15%に引き上げることとし、さらに、将来の課長相当職を増やすため、係長相当職以上の

割合を30%に引き上げるいわゆる「202030」を推進しています。

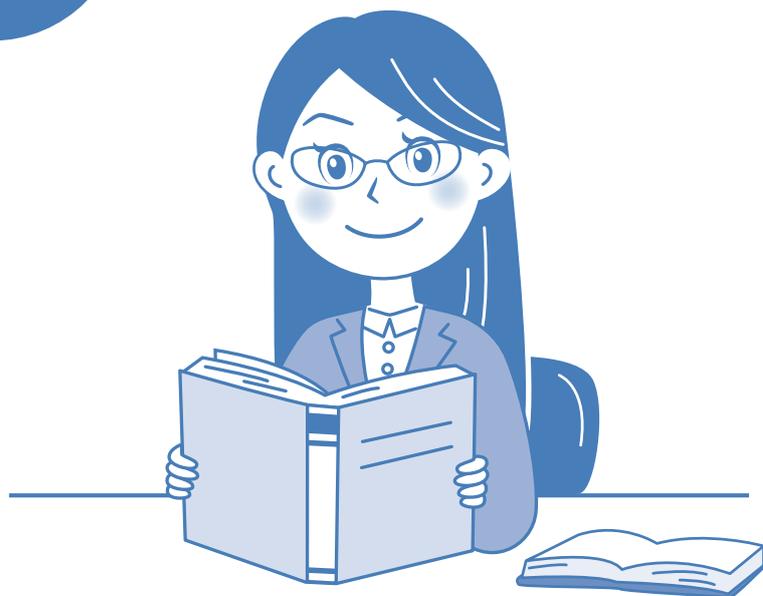
こうした取組により、国内における女性の活躍が推進され、諸外国と同等以上となることが期待されます。

【就業者及び管理職に占める女性の割合】



出典：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2017」

資料編



- 基本指標一覧
- 男女共同参画用語解説
- 日本国憲法
- 男女共同参画社会基本法
- 郡山市男女共同参画推進条例
- 郡山市男女共同参画センター条例
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

●基本指標一覧

項目	現況値	目標数値 (2025年度)
基本目標1		
「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合【男女共同参画課】	17.4% (2016年度市民意識調査)	30%
情報紙「シンフォニー」の発行など男女共同参画の広報・啓発の回数【男女共同参画課】	5回 (2016年度実績)	年10回
男女共同参画センター（さんかくプラザ）の会議室等の稼働率【男女共同参画課】	66.1% (2016年度実績)	80%
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【男女共同参画課】	1回 (2016年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【男女共同参画課】	22回 (2016年度実績)	年25回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【男女共同参画課】	31.0% (2016年度市民意識調査)	50%
基本目標2		
人権意識を高揚するための啓発人数【男女共同参画課】	3,060人 (2016年度実績)	3,300人
人権に関する研修会の参加者数【男女共同参画課】	181人 (2016年度実績)	200人
講座の開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【男女共同参画課】	783人 (2016年度実績)	1,000人
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【男女共同参画課】	29.8% (2016年度市民意識調査)	50%
パワハラの被害にあったことがあると答えた人の割合【男女共同参画課】	12.3% (2016年度市民意識調査)	10%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【男女共同参画課、こども支援課】	3回	年10回
基本目標3		
民間企業における管理職に占める女性の割合【男女共同参画課】	12.0% (2016年度事業所調査)	30%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	13.0% (2017年4月1日現在)	20%
策定義務のある事業所における事業主行動計画の策定状況【雇用政策課】	76.9% (2016年度事業所調査)	100%
市県民税の男女の平均課税額の差【男女共同参画課】	122,076円 (2017年度課税)	男女の差を5%減らす

審議会・委員会等の女性委員登用率【男女共同参画課】	29.3% (2017年4月1日現在)	40%
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計)【男女共同参画課】	46事業者 (2017年4月1日現在)	80事業者
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数(累計)【産業政策課】	874人 (2016年度までの実績)	2,000人
20～40代の女性の就業割合【男女共同参画課】	71.9% (2016年度市民意識調査)	80%
基本目標4		
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差【男女共同参画課】	33.4% (2016年度市民意識調査)	10%以内
認可保育施設の入所定員数【こども育成課】	3,976人 (2017年4月1日現在)	4,909人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	95団体 (2017年4月1日現在)	150団体
郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率【雇用政策課】	4.3% (2017年度労働基本調査)	6.75%
市職員における男性の育児休業取得率【人事課】	3.0% (2016年度実績)	10%以上
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数【雇用政策課、男女共同参画課】	5,059件 (2016年度実績)	年6,000件
基本目標5		
思春期保健事業を実施した中学校の数【保健所地域保健課、こども支援課】	20校 (2016年度までの平均値)	25校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【男女共同参画課、保健所地域保健課】	291人 (2016年度実績)	300人
DV防止に向けた広報・啓発の回数【男女共同参画課、こども支援課】	3回 (2016年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【男女共同参画課】	5.0% (2016年度市民意識調査)	5.0%以内
セーフコミュニティの認知度【セーフコミュニティ課】	12.1% (2016年けがや事故に関する地域診断)	40%
郡山市防災会議の女性委員の割合【防災危機管理課】	6.0% (2017年4月1日現在)	10%以上

●男女共同参画用語解説

【あ行】

◆育児、介護休業制度

育児休業とは1歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいう。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止される。

根拠法は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する事を目的としており、育児、介護休業制度や育児、家族介護を行う労働者の深夜業の制限、育児、介護のための勤務時間短縮などの措置などが定められている。

◆エンパワーメント (empowerment)

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力（パワー）をつけること。女性が、政治、経済、家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分で決め、行動できる能力を身につけ、その能力を発揮して行動していくこと。

「女性のエンパワーメント」の場合には、女性が政治、経済、社会などの分野で活動できる実力をつけることが重要と考えられる。

【か行】

◆固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。例えば、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は営業、女性は事務」等固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めていること。

【さ行】

◆ジェンダー (gender 社会的性別)

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

年齢や性別にかかわらず誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態の事を指す。

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業・組織の持続可能性を確保できなくなることから、個人、社会全体、個々の企業・組織それぞれにとって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は極めて重要な課題となっている。

◆ストーカー (stalker) 行為

同一の者に対し、つきまとい、行動監視、面会・交際等の要求、著しく粗野・乱暴な言動などを、反復してすること。

◆性的マイノリティ (sexual minority)

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に診断された性とは違う性を生きる人）の方など、性的指向（sexual orientation）又は性自認（gender identity）において何らかの意味で「性」のあり方が多数の人とは異なる人びとのことをいう。

◆セクシュアルハラスメント (sexual harassment)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

平成 11 年施行の改正男女雇用機会均等法において、セクシュアルハラスメントに関する事業主の配慮義務が規定され、平成 18 年改正では、男性に対するものも含めた対策が義務付けられた。さらに平成 29 年には、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（通称「セクハラ指針」）が改正され、性的マイノリティに対するものもセクシュアルハラスメントになると明記された。

◆セーフコミュニティ (safe community) 活動

「けがや事故は、原因を究明することで予防できる」というセーフコミュニティの基本理念のもと、様々な分野が協働し、データを根拠とした科学的な手法を用いて、けがや事故の予防対策に取り組むこと。

【た行】

◆ダブルケア (double care)

育児と介護が同時期に発生する状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、子育てと親の介護のタイミングが重なってしまうことで、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担う、いわゆる「育児と介護のダブルケア」問題が指摘されている。

内閣府の「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」によれば、ダブルケアを行う者の推計人数は男女合わせて約 25 万人であり、その対応として、育児または介護関連の施策を着実に推進するとともに、民間企業やNPO等の様々な主体と連携しつつ、地域の特性に応じて、現場レベルで育児や介護以外の取組を含めた総合的な支援を行っていくことが重要な課題となっている。

◆男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第 2 条に定義）

◆テレワーク

パソコンなどの情報通信技術（ICT）を活用し、遠隔地での仕事を可能にすることで時間や場所を有効に活用できるという新しい働き方。ワーク・ライフ・バランスや生産性の向上、雇用の創出につながることを期待される。

◆ドメスティック・バイオレンス (DV domestic violence)

夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力を指します。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的暴力や金銭を渡さない、あるいは奪うなどの経済

的暴力、性的暴力などもある。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」〔2001年（平成13年）10月1日施行〕では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

【は行】

◆ポジティブ・アクション (positive action 積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

【ら行】

◆リカレント教育 (recurrent education)

一度社会に出た者が学校に戻ることができるように組織された教育システムのこと。

◆リーガル・リテラシー (legal literacy 法識字)

自分にはどんな権利があり、その権利を行使するのにどのような手続きをすればよいかを理解する。法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力のこと。そのための法律や関連の制度についてよく知る必要がある。

◆リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (reproductive health and rights 性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題も含まれ、幅広い課題を対象としている。

【その他】

◆CSR活動 (corporate social responsibility 企業の社会的責任)

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のこと。

●日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為の

みを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

- ③ 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁

- 護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

- 第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
- 第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。
- 第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
- ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。
- 第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。
- 第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。
- 第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。
- 第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。
- 第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
- 第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議

員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

- ② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国务及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国务を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌

理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

- ② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

- ② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権

は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

●男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家

族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計

画]という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未

満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

る。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたもの

とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第

千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

●郡山市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 25 日
郡山市条例第 13 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策 (第 10 条—第 21 条)
- 第 3 章 男女共同参画審議会 (第 22 条—第 26 条)
- 第 4 章 苦情及び相談 (第 27 条—第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人一人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち郡山」の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念のにより推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が、個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにがんがみ、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第 4 条 市は、市の重点施策として男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者との協働並びに国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念のにより、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画推進施策に協力するよう努め

なければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及びその活動と家庭等における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画に関する教育)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 市民は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為（以下「性別による権利侵害」という。）をしてはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性別を理由とする差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与える行為

(3) 夫婦、恋人等の男女間における身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力的行為

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、広く市民に提供する情報においては、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識、配偶者等に対する暴力的行為等を助長する表現及び連想させる表現

(2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ

計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ郡山市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、その広報及び啓発活動に努めなければならない。

(事業者からの報告)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関し、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

(事業者の表彰等)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し、公表するものとする。

(男女共同参画推進拠点施設)

第16条 郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号）第2条に規定する郡山市男女共同参画センターを男女共同参画推進施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設とするものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解並びに自主的な取り組みを推進するため、男

女共同参画推進週間を6月に設ける。

- 2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者との協働の下に、男女共同参画の推進を図る各種行事等を実施するものとする。

(積極的改善措置への支援)

- 第18条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置が講ぜられるよう情報の提供その他の支援に努めなければならない。

(女性の人材育成)

- 第19条 市は、女性の人材育成のために必要な教育及び研修の機会の充実に努めなければならない。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

- 第20条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と職業生活とを両立することができるよう、子の養育及び家族の介護等において必要な支援に努めなければならない。

(自営業者に対する支援)

- 第21条 市は、農業、商業その他の自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援に努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

- 第22条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を審議するため、郡山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

- 第23条 審議会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

- 2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第24条 審議会は、16名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女の委員のそれぞれの数は、同数となることを原則とする。

- 2 委員は、男女共同参画に関し、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第25条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委任)

- 第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情及び相談

(苦情の申出及び処理)

- 第27条 市民及び事業者は、男女共同参画推進施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 市長は、前2項に定める苦情の処理を迅速かつ適切に行うため必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出及び処理)

- 第28条 市は、市民及び事業者から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

- 第29条 この章に定めるもののほか、苦情及び相談の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 こおりやま男女共同参画プラン（平成13年2月22日策定）は、第10条第1項の規定により策定した基本計画とみなす。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

●郡山市男女共同参画センター条例

平成 14 年 3 月 19 日

郡山市条例第 3 号

改正 平成 17 年 7 月 4 日郡山市条例第 31 号

平成 19 年 9 月 28 日郡山市条例第 35 号

平成 22 年 12 月 28 日郡山市条例第 53 号

平成 27 年 12 月 21 日郡山市条例第 80 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に資する事業を行うことによりその促進を図るとともに、市民及び各種団体に研修、交流等の活動の場を提供することにより、市民の福祉の増進に寄与するため、郡山市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平 19 条例 35・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
郡山市男女共同参画センター	郡山市麓山二丁目 9 番 1 号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画に係る講座、講演会等の開催に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る活動をする団体及び個人の交流支援に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 男女平等に関する相談に関すること。
- (5) 研修、会議、交流等のための施設、設備等の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業

(平 19 条例 35・一部改正)

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、センターの休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 第 3 日曜日

(2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

(平 19 条例 35・追加)

(使用許可)

第 6 条 センターを使用しようとする者は、市長(第 15 条の規定により指定管理者(法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第 8 条まで及び第 13 条の規定において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(平 19 条例 35・旧第 4 条線下・一部改正)

(使用許可の制限)

第 7 条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可をしない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする行為その他これに類する行為をするおそれがあると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、管理運営上適当でない行為をするおそれがあると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 5 条線下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。

(3) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(平 19 条例 35・旧第 6 条線下・一部改正)

(使用料)

第 9 条 使用者は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(平 19 条例 35・旧第 7 条線下、平 27 条例 80・一部改正)

(使用料の徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第 11 条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前日までに使用の変更の申請をし、市長がこれを許可したときは、変更前の未納の使用料は徴収しない。

(平 27 条例 80・追加)

(使用料の免除)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市（市の機関を含む。以下この条において同じ。）が主催して行う事業等に使用するとき。

(2) 市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が特に認めるものに使用するとき。

(3) 男女共同参画に係る活動をする団体が使用するとき。

(4) 指定管理者が行うセンターの設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものに使用するとき。

(5) その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 8 条線下・一部改正)

(使用料の不返還)

第 11 条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。

(2) 使用者が使用を開始する前日までに、使用の取りやめの申し出をし、市長がこれを承認したとき。

(3) 使用者が使用を開始する前日までに、使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき。

(4) 使用者が使用を開始する前に、使用の許可を取り消されたとき。

(5) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(平 19 条例 35・旧第 9 条線下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 19 条例 35・旧第 10 条線下)

(使用者の原状回復義務)

第 13 条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

(平 19 条例 35・旧第 11 条線下・一部改正)

(使用者の賠償責任)

第 14 条 使用者は、センターの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 19 条例 35・旧第 12 条線下・一部改正)

(管理の代行)

第 15 条 市長は、センターの管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 施設、設備等の使用許可及び使用許可の取消し等に関する業務

(3) 第 22 条に規定する利用料金に関する業務

(4) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の募集の公告等)

第 16 条 市長は、前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公告するものとする。ただし、指名する法人その他の団体又は指名する複数の団体のうちから選定したものを指定管理者として指定しようとする場合は、この限りでない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の申請)

第 17 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書にセンターの管理の実施に関する計画書(以下「事業計画書」という。)等を添付して市長に申請しなければならない。

2 指定管理者の指定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して 2 年を経過していなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による更生手続又は再生手続を行っていないこと。

(3) 郡山市税を滞納していないこと。

(4) その他規則で定める要件

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の選定)

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、事業計画書等の内容を次に掲げる基準により審査し、センターの管理を行うことについて適当と認める団体を、指定管理者の候補となる団体に選定するものとする。

(1) センターにおける市民の平等な利用を確保できるものであること。

(2) センターの効用を最大限に発揮できるものであること。

(3) センターの管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。

(4) センターの管理を安定して行うために必要な人的能力、物的能力その他の経営上の基盤を有していること。

(5) 申請した団体がセンターの管理に伴い作成し、又は取得した個人情報の保護のための適切な措置を講じることができるものであること。

(6) その他市長がセンターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

2 市長は、前項の規定により選定をしたときは、速や

かにその結果を前条第 1 項の規定により申請した団体に通知しなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の指定)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により選定した指定管理者の候補となる団体について、議会の議決を経たときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定する場合において、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(協定の締結)

第 20 条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間の開始前に、センターの管理に関し、規則で定める事項について市長と協定を締結しなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(事業報告書の提出)

第 21 条 法第 244 条の 2 第 7 項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日(同条第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して 60 日)以内にしなければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(利用料金)

第 22 条 使用者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を使用前までに納付しなければならない。この場合において、第 9 条の規定は適用しない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

3 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、第 9 条の 2 及び第 10 条の規定、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成 11 年郡山市条例第 24 号)の規定及びこれらの規定に基づく規則の規定並びに第 11 条の規定及びこれに基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第 3 項の規定により利用料金の額を

定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として收受する旨及びその額又は算出方法等についてセンターを使用する者の見やすい方法により公表しなければならない。

(平 19 条例 35・追加、平 27 条例 80・一部改正)
(指定等の公告)

第 23 条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

- (1) 第 19 条第 1 項の規定により指定管理者を指定したとき。
- (2) 前条第 3 項の規定により利用料金の額を承認したとき。
- (3) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (4) 前 3 号の規定により公告した事項に変更があったとき。

(平 19 条例 35・追加)

(開館時間等の変更)

第 24 条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第 4 条に規定する開館時間を臨時に変更し、又は第 5 条に規定する休館日を臨時に変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(平 19 条例 35・追加)

(事業計画書の内容の変更等)

第 25 条 指定管理者は、第 17 条第 1 項の規定により提出した事業計画書その他規則で定める書類の内容について変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な事項を変更したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(平 19 条例 35・追加)

(秘密保持義務)

第 26 条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の原状回復義務)

第 27 条 指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平 19 条例 35・追加)

(指定管理者の賠償責任)

第 28 条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平 19 条例 35・追加)

(処分の効力)

第 29 条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し若しくは業務の全部若しくは一部の停止によりセンターの管理を行う者に変更があったときは、当該変更の日前にセンターの使用許可の権限を有する者（以下「変更前の権限者」という。）に対してなされた使用許可の申請及び変更前の権限者によりなされた使用許可は、変更の日以後に使用許可の権限を有する者（以下「変更後の権限者」という。）に対してなされた使用許可の申請及び変更後の権限者によりなされた使用許可とみなす。

(平 19 条例 35・追加)

(委任)

室名	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
研修室	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円	2,300 円
調理実習室	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円	2,300 円
交流室	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円	2,300 円
会議室	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円	2,300 円
和室	700 円	900 円	1,000 円	1,500 円	1,800 円	2,300 円
集会室	900 円	1,200 円	1,500 円	1,900 円	2,500 円	3,100 円

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、規則

で定める。

(平 19 条例 35・旧第 13 条線下)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)
- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成 11 年郡山市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 17 年郡山市条例第 31 号)

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年郡山市条例第 35 号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(「(第 7 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改める部分を除く。)は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- この条例の施行の日前に改正前の郡山市男女共同参画センター条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の郡山市男女共同参画センター条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成 11 年郡山市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成 22 年郡山市条例第 53 号)

(施行期日)

- この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に使用の許可の申請がなされた場合の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年郡山市条例第 80 号)

(施行期日)

- この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴

収については、なお従前の例による。

別表(第 9 条関係)

(平 22 条例 53・全改)

1 施設使用料

種別	区分	単位	使用料
ピアノ		1 式 1 回	500 円
ビデオプロジェクター		1 式 1 回	500 円
展示用パネル		1 枚 1 日	50 円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 200 ワットを超え 500 ワット以下の場合	1 回	100 円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 500 ワットを超え 1 キロワット以下の場合	1 回	200 円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1 キロワットを超え 1.5 キロワット以下の場合	1 回	300 円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1.5 キロワットを超える場合	1 回	400 円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の 100 分の 20 の額を加算する。

2 設備等使用料

備考

- この表において「1 回」とあるのは、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 5 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用にあつては 2 回の使用と、午前 9 時から午後 9 時までの使用時間の区分における使用にあつては 3 回の使用として、この表の規定を適用する。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢

化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推

進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に

- 関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めな

ければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合にお

いて、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止

を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業にお

ける女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又

は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この

項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関し

て、知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改

正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実

現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定める

よう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する

る通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の

関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二

条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当

該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限りに、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその

事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられていると

きは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならぬ。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となっ

た身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関

係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるもの

に限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

●男女共同参画に関する相談窓口一覧

ひとりで悩まず、相談してみましょう！

郡山市をはじめ、福島県や国の機関、各種団体等で、様々な相談窓口を設けています。

相談は無料で、秘密も厳守されますので、安心して相談してください。

どこに相談していいかわからないという方は、まずは、郡山市男女共同参画課（024-924-3351）までお問い合わせください。

相談内容	窓口	相談受付時間	電話番号
基本目標1 「男女平等」 関連の相談窓口			
男女共同参画全般	郡山市男女共同参画課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-3351
男女共同参画 女性の各種悩み	郡山市男女共同参画センター （さんかくプラザ）	開館日（第3日曜日を除く毎日） 8：30～17：15	024-924-0900
	福島県男女共生センター （女と男の未来館）	火・木・金・土・日曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 水曜日 13：00～17：00 18：00～20：00	0243-23-8320
学校における男女平等教育	郡山市教育委員会学校教育推進課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2431
基本目標2 「人権」 関連の相談窓口			
人権全般	みんなの人権110番	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0570-003-110
女性の人権全般	法務省人権擁護局 女性の人権ホットライン	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0570-070-810
子どもの人権 （いじめ、虐待など）	子どもの人権110番	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	0120-007-110
不登校・学校生活	郡山市総合教育支援センター ふれあい学級	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～17：30	024-933-8081
いじめ全般	郡山市いじめ法律相談ホットライン	第2・第4水曜日 15：00～17：00	024-935-0080
	福島県いじめSOS24	毎日（無休・24時間） 0：00～24：00	0120-916-024
	いじめ110番	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～17：00	0120-795-110
性自認や性的指向	（一社）社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	毎日（無休・24時間） 0：00～24：00	0120-279-226
性的マイノリティの 学校生活	郡山市総合教育支援センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2541
パワハラ等	郡山労働基準監督署総合労働相談コー ナ	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-922-1370
子どもやひとり親家庭 の手当や医療費	郡山市子ども支援課給付係	開館日（第3土曜日とその翌日を除く毎日） 8：30～18：00	024-924-2411
ひとり親家庭の生活全般	郡山市母子・父子福祉センター	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2963
基本目標3 「女性活躍」 関連の相談窓口			
職場の男女平等、均等待遇、 セクハラ等	福島労働局雇用環境・均等室	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-536-4609
解雇、賃金の引下げ等	福島県労働委員会事務局 労使困りごと相談窓口	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-521-7594
女性の再就職支援	福島県雇用政策課 ふるさと福島就職情報センター	月～土曜日（祝日を除く） 10：00～19：00	024-525-0047
創業支援	郡山市産業政策課	平日（祝日を除く月～金曜日） 8：30～17：15	024-924-2251
経営の悩み全般	経済産業省 福島県よろず支援拠点	平日（祝日を除く月～金曜日） 9：00～12：00 13：00～17：00	024-954-4161

基本目標4 「仕事と生活の調和」 関連の相談窓口			
近隣関係など日常生活の困り事や悩み、弁護士等の相談受付	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2155
要介護認定、介護保険サービス	郡山市介護保険課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3021
ダブルケアや複合的な福祉の悩みなど、どこに相談すればよいか分からないとき	福祉まるごと相談窓口(北東エリア) 公益財団法人星総合病院	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:45～17:15 土曜日(第4土曜日を除く) 8:45～12:30	024-954-3211
	福祉まるごと相談窓口(南西エリア) 社会医療法人あさかホスピタル	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:30	024-945-2778
	福祉まるごと相談窓口(中央、湖南、熱海) 郡山市保健福祉総務課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3822
保育所への入所等	郡山市こども育成課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3541
放課後児童クラブ(学童保育)の利用等	郡山市こども未来課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3801
妊娠・出産 子育て全般	郡山市こども支援課(ニコニコこども館)	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-2525
基本目標5 「安全・安心」 関連の相談窓口			
健康全般	郡山市保健所地域保健課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2900
こころの病や不安、生きづらさ等、誰かに力になってほしいとき	福島いのちの電話	毎日(無休) 10:00～22:00 毎月第3土曜日(24時間) 0:00～24:00	024-536-4343
子どもの養育、児童虐待、DV、家庭問題など女性の悩み	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター	開館日(第3土曜日とその翌日を除く毎日) 8:30～18:00	024-924-3341
DV、離婚 女性の自立支援	福島県女性のための相談支援センター	祝日を除く毎日 9:00～21:00	024-522-1010
障がい者差別・虐待 障がい福祉サービス	郡山市障がい福祉課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-2381
高齢者虐待	郡山市地域包括ケア推進課	平日(祝日を除く月～金曜日) 8:30～17:15	024-924-3561
犯罪被害者支援	公益社団法人ふくしま被害者支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 10:00～16:00	024-533-9600
	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0570-079714
性暴力等被害	(公社)ふくしま被害者支援センター SACRAふくしま	月・水・金曜日(祝日を除く) 10:00～20:00 火・木曜日(祝日を除く) 10:00～16:00	024-533-3940
犯罪等被害の未然防止	福島県警察安全相談室	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～17:00	#9110 024-525-3311
その他 あらゆる相談に対応できる相談窓口			
夫婦関係、セクハラ、パワハラ、解雇等の労働関係、年金、保健、消費生活、相続、交通事故、法的手続	法テラス・サポートダイヤル 日本司法支援センター	平日(祝日を除く月～金曜日) 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0570-078374

※無休と記載のある相談窓口以外は、すべて年末年始(12/29～1/3)はお休みとなります。

「郡山市男女共同参画都市宣言」をご存知ですか？

本市では、男女共同参画社会の形成には、行政の取り組みのみならず、市民の皆さま一人ひとりに、自らの問題として認識し、行動していただくことが重要であることから、性別を問わず誰もが尊重される「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指す決意を示すため、2002年(平成14年)12月17日に「郡山市男女共同参画都市宣言」を郡山市議会の議決を経て、行っています。

2016年に実施した「市民意識調査」では、この都市宣言の認知度が低い状況であったことから、より多くの皆さんに知っていただけるよう、都市宣言の全文を裏表紙に掲載いたしました。

この都市宣言の趣旨を踏まえ、「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向けて、ともに歩みを進めてまいりましょう。

第三次こおりやま男女共同参画プラン

2018年3月

編集 郡山市市民部男女共同参画課

発行 郡山市

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-3351 FAX 024-921-1340

E-mail danjokyoudou@city.koriyama.lg.jp

第三次 こおりやま

男女共同参画 プラン

郡山市男女共同参画都市宣言

豊かな水と緑きらめくこのまちで

私らしい“私の個性”と

あなたらしい“あなたの個性”のかがやきは

男らしい 女らしいということよりも

人として守らなければならない大切なものです

自分を認め

相手を認め

すべての人がともに歩むまち

それが

未来の夢をひらくまち“こおりやま”です

郡山市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成 14 年 12 月 17 日